

武蔵村山市第五次長期総合計画基本計画の検討資料

グラフ等は、今後、検討を進める中でデータを整理し、調整します。

第3編 基本計画

現行基本計画

第3章 誰もが自分らしく成長できるまちづくり

第1節 人権

1 人権・平和

●現状と課題

《人権》

人権は、日本国憲法によって保障された、侵すことのできない国民の基本的権利です。しかし、今日もなお、男女差別や国籍差別などの人権侵害の存在が見受けられます。また、配偶者等からの暴力、児童・高齢者等への虐待、障害者への差別、インターネットを悪用した人権侵害など、人権問題が多様化するとともに、近年では性的少数者(セクシュアル・マイノリティ*1)の人権に関する社会的関心も高まりを見せています。

本市では、これらの差別や偏見を解消するための相談事業や啓発活動、学校教育等を実施しており、今後も引き続き、人権の尊重に関わる事業の展開を図り、市民への周知に努める必要があります。

《平和》

本市は、昭和59年8月に「武蔵村山市非核平和都市宣言」を行い、その理念の下に平和事業を行ってきました。平成27年度には、市民の平和な生活を守り、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を推進するため、平和首長会議に加盟しました。

戦後70年以上が経過し、戦争を知らない世代が多数を占める時代となりましたが、世界に目を向けると、人類の平和を脅かしかねない地域紛争などが絶えません。人類の最大の願いである恒久平和のため、戦争の悲惨さを、身を持って体験した世代と戦争を知らない世代とが力を合わせ、歴史を風化させることなく、平和の尊さを語り継いでいく必要があります。

表3-1 人権相談等の実施内容

相談名	相談日時	相談員	内容
法律相談	月3回	弁護士	結婚、離婚、扶養、相続遺言、損害賠償、DV、その他法律全般についての相談
人権・なやみごと相談	月2回	人権擁護委員	親子関係、近隣関係、家庭内不和、離婚、DV、扶養等身近な人権問題についての相談
女性弁護士による法律相談	毎月第3土曜日 午後2時～	女性弁護士	DV問題、離婚、相続扶養問題等についての相談

出典 秘書広報課・協働推進課資料

次期基本計画案

第4章 誰もが学び活躍できるまちづくり

第1節 人権

1 人権・平和

●現状と課題

《人権》

人権は、日本国憲法によって保障された、侵すことのできない国民の基本的権利です。しかし、今日もなお、男女や国籍、人種差別などの人権侵害の存在が見受けられます。また、家庭内などにおけるあらゆる暴力や虐待、障害者への差別、SNS等を悪用した誹謗中傷、各種ハラスメントの顕在化など、人権問題が多様化しています。SDGsにおいても、ジェンダー平等の実現や、不平等の是正などが定められています。

本市では、これらの差別や偏見を解消するための相談事業や啓発活動、学校教育等を実施しており、今後も引き続き、人権の尊重に関わる事業の展開を図り、市民への周知に努める必要があります。

《平和》

本市は、昭和59年8月に「武蔵村山市非核平和都市宣言」を行い、その理念の下に平和事業を行ってきました。平成27年度には、市民の平和な生活を守り、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を推進するため、平和首長会議に加盟しました。また、戦時中、市内には東京陸軍少年飛行兵学校や、村山陸軍病院等の軍事施設があったことから、平成28年に東京陸軍少年飛行兵学校の跡地の一角に、歴史民俗資料館分館を開館し、戦争関連資料や当時の様子を伝える記録などを常設展示しています。

戦後75年以上が経過し、戦争を知らない世代が多数を占める時代となりましたが、世界に目を向けると、人類の平和を脅かしかねない地域紛争などが絶えません。人類の最大の願いである恒久平和のため、戦争の悲惨さを、身を持って体験した世代と戦争を知らない世代とが力を合わせ、歴史を風化させることなく、平和の尊さを語り継いでいく必要があります。

表3-1 人権相談等の実施内容

相談名	相談日時	相談員	内容
<u>こころの保健室</u>	<u>月1回</u>	<u>男性相談員(偶数月)</u> <u>女性相談員(奇数月)</u>	<u>職場関係、子育て、離婚問題、性自認の悩み等についての相談</u>
法律相談	月3回	弁護士	<u>結婚、離婚、扶養、戸籍、相続、遺言、損害賠償、訴訟その他法律全般についての相談</u>
<u>人権相談</u>	月2回	人権擁護委員	<u>人権侵害、家族関係、近隣関係、家庭内不和、離婚、扶養など身近な人権問題についての相談</u>
女性弁護士による法律相談	<u>月2回</u>	女性弁護士	<u>結婚、離婚、DV、相続、ご近所トラブル等についての相談</u>

出典 秘書広報課・協働推進課資料

平和を希求する心は私たち人類の共通の願いであります

しかし地球上には全世界の人類と文明を一瞬にして滅亡させて余りあるほどの核兵器が存在しております

そしてこれらを保有している国々の間では依然として核軍備の激しい競争が行われ人類は核戦争の恐怖と脅威にさらされているところであります

私たちは世界で唯一の核被爆体験を持つ国民として核兵器がいかに悲惨なものであるかを全世界に訴え人類の永遠の存在のため核兵器の廃絶を求めていかなければなりません

平和を愛し平和を守る市民とともにここに非核平和都市を宣言します

●基本方針

個々が有する個性、能力、価値観が尊重され、発揮できる社会の実現を目指して、様々な啓発活動や相談、支援を行います。

また、武蔵村山市非核平和都市宣言を基本理念に、関連事業の実施を通じて、平和意識の醸成に努めるとともに、平和に関する歴史的な価値を有する資料等の整理・保存に努めます。

●施策の体系



●施策の内容

(1) 人権意識の高揚

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・人権意識の高揚	多摩西人権擁護委員協議会等の関係機関と連携し、市民が人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることができるよう、人権に関する啓発活動を推進します。 <u>また、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」や「東</u>	○児童、生徒を対象とした人権作文、人権メッセージ等の実施 ○人権講演会及び人権パネル展の実施 ○学校における人権教育の推進 ◎DV防止啓発活動の推進【再掲】	秘書広報課 教育指導課 協働推進課・子育て支援課

平和を希求する心は私たち人類の共通の願いであります

しかし地球上には全世界の人類と文明を一瞬にして滅亡させて余りあるほどの核兵器が存在しております

そしてこれらを保有している国々の間では依然として核軍備の激しい競争が行われ人類は核戦争の恐怖と脅威にさらされているところであります

私たちは世界で唯一の核被爆体験を持つ国民として核兵器がいかに悲惨なものであるかを全世界に訴え人類の永遠の存在のため核兵器の廃絶を求めていかなければなりません

平和を愛し平和を守る市民とともにここに非核平和都市を宣言します

●基本方針

一人一人の個性、能力、価値観が尊重され、それを発揮することができる社会の実現を目指して、様々な啓発活動や相談、支援を行います。

また、武蔵村山市非核平和都市宣言を基本理念に、関連事業の実施や歴史民俗資料館分館での常設展示等を通じて、平和意識の醸成に努めるとともに、平和に関する歴史的な価値を有する資料等の整理・保存に努めます。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●施策の内容

(1) 人権意識の高揚

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①人権意識の高揚	<u>人権尊重の理念を広く社会に定着させるため</u> 、多摩西人権擁護委員協議会等の関係機関と連携し、市民が人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることができるよう、人権に関する啓発活動を推進します。	○児童、生徒を対象とした人権作文、人権メッセージ等の実施 ○人権講演会及び人権パネル展の実施 ◎あらゆる暴力の防止啓発活動の推進 ○性的少数者に関する講座の開催	秘書広報課 協働推進課・子ども子育て支援課 協働推進課

	<u>京都人権施策推進指針」等に基づき、学校における人権教育を推進します。</u>	◎性的少数者に関する講座の開催	協働推進課
--	---	-----------------	-------

<u>②人権教育の推進</u>	<u>学校・家庭・地域、関係機関と連携し、児童・生徒にいじめは絶対に許されないことを徹底して指導するとともに、あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進します。</u>	○学校における人権教育の推進	<u>教育指導課</u>

(2) 人権相談の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・人権相談の充実	人権侵害による被害者を救済し、人権を擁護するため、人権擁護委員との連携等による人権相談の充実を図ります。 また、女性が相談しやすい体制を整備するため、 <u>緑が丘ふれあいセンター</u> において女性弁護士による法律相談を実施します。	○法律相談の実施 ○ <u>人権・なやみごと相談</u> の実施 ○女性弁護士による法律相談の実施	秘書広報課 協働推進課

(2) 人権相談の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・人権相談の充実	人権侵害による被害者を救済し、人権を擁護するため、人権擁護委員との連携等による人権相談の充実を図ります。 また、女性が相談しやすい体制を整備するため、 <u>男女共同参画センター「ゆーあい」</u> において女性弁護士による法律相談を実施します。	○法律相談の実施 ○ <u>人権相談</u> の実施 ○女性弁護士による法律相談の実施 ○ <u>こころの保健室の実施</u>	秘書広報課 協働推進課

(3) 権利擁護機関との連携強化

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・権利擁護機関との連携強化	人権の侵害に対して、適切な対応が図れるよう、東大和警察署や保健所、人権擁護委員、社会福祉協議会等の各関係機関との連携強化を図ります。	○関係機関との連携強化	秘書広報課

(3) 権利擁護機関との連携強化

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・権利擁護機関との連携強化	人権の侵害に対して、適切な対応が図れるよう、東大和警察署や保健所、人権擁護委員、社会福祉協議会等の各関係機関との連携強化を図ります。	○関係機関との連携強化	秘書広報課

(4) 平和意識の醸成

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・平和意識の醸成	平和の意義を確認し、平和意識の高揚を図るため、平和に関する講演会等を開催します。 また、歴史を風化させることなく、平和の尊さを語り継いでいくため、平和に関する歴史的な価値を有する資料等の整理・保存に努め <u>ます。</u>	○平和の集いの実施 _____ _____ ○平和に関する文化財保護の推進 _____	秘書広報課 文化振興課

(4) 平和意識の醸成

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・平和意識の醸成	平和の意義を確認し、平和意識の高揚を図るため、平和に関する講演会等を開催します。 また、歴史を風化させることなく、平和について考え、その尊さを語り継いでいくため、 <u>平和に関する図書</u> の展示・貸出しを行うとともに、 <u>歴史民俗資料館分館</u> において、平和に	○平和の集いの実施 ○ <u>平和学習バスツアーの実施</u> ○ <u>原爆写真・東京大空襲パネル展の実施</u> ○平和に関する文化財保護の推進 ◎ <u>歴史民俗資料館分館の管理・運営</u>	秘書広報課 文化振興課

--	--	--	--

	関する歴史的な価値を有する資料等の整理・保存に努め、 <u>常設展示を実施します。</u>	<u>◎平和に関する図書の展示</u>	<u>図書館</u>
--	---	---------------------	------------

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	<u>法律相談の受付件数</u>	<u>283 件/年(H26)</u> <u>(前期計画) 303 件</u>	<u>400 件/年(H32)</u> <u>(前期計画) 430 件</u>
指標 2	<u>人権・なやみごと相談の受付件数</u>	<u>28 件/年(H26)</u> <u>(前期計画) 22 件</u>	<u>50 件/年(H32)</u> <u>(前期計画) 48 件</u>
指標 3	<u>女性弁護士による法律相談の受付件数</u>	<u>33 件/年(H26)</u> <u>(前期計画) 26 件</u>	<u>60 件/年(H32)</u> <u>(前期計画) 70 件</u>

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
指標 1	<u>人権相談の認知度</u>		<u>70% (R7)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

現行基本計画

次期基本計画案

2 男女共同参画

●現状と課題

男女共同参画社会基本法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)等の施行により、国による法制度は徐々に充実してきました。

一方で、職場をはじめ、様々な分野における女性の社会進出が進み、それに向けた環境整備の重要性が認識されるようになったものの、性別による固定的な役割分担意識、不安定な雇用状況や長時間労働、少子高齢社会の進展等により、依然として育児・介護は女性の役割とする傾向があります。

こうした中、本市においても、平成 27 年 3 月に「第三次男女共同参画計画－男女YOU・Iプラン－」を策定し、全ての市民が性別 _____ に関わりなく、それぞれの人権・個性・能力・価値観 _____ が尊重される男女共同参画社会の実現を目指しています。

また、緑が丘ふれあいセンター内の男女共同参画センター(ゆーあい)を男女共同参画社会の推進拠点として、男女共同参画活動を推進しています。

しかし、平成 25 年に実施した市民意識調査では、男女平等に対する意識や言葉の認知度が低く、男女共同参画社会を実現できていない状況にあります。このことから、男女共同参画計画の効果的な推進と市民の参画を促進するため、「男女共同参画推進市民委員会」を設置し、計画の推進状況や今後の在り方について検討しています。

男女共同参画社会の実現のためには、一人一人が個人として尊重され、かつ、少子高齢化・人口減少等の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現する必要があります。

2 男女共同参画

●現状と課題

男女共同参画社会基本法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)等の施行により、男女共同参画に関する国の法制度は徐々に充実してきました。

一方で、職場をはじめ、様々な分野において女性の社会進出が進み、これに対応した環境整備の重要性が認識されるようになったものの、性別による固定的な役割分担意識、不安定な雇用状況や長時間労働、少子高齢社会の進展等により、依然として育児・介護は女性の役割と考えている人が多い傾向にあります。

こうした中、本市においても、令和 2 年 3 月に「第四次男女共同参画計画－ゆーあいプラン－」を策定し、全ての市民が性別や年齢、国籍等に関わりなく、それぞれの人権・個性・能力・価値観、多様性等が尊重される男女共同参画社会の実現を目指しています。

男女共同参画事業の推進に当たっては、緑が丘ふれあいセンター内の男女共同参画センター「ゆーあい」を推進拠点として、情報及び学習機会の提供、図書の貸出し、講座やイベントの開催、相談事業等を行うとともに、庁内各部署及び関係機関、団体等と「ゆーあい」ネットワークを構築し、より実効性を高めた事業を実施しています。

また、男女共同参画計画の効果的な推進と市民の参画を促進するため、「男女共同参画推進市民委員会」を設置し、計画の推進状況や今後の在り方について検討しています。

男女共同参画社会の実現のためには、誰もが、仕事・地域・家庭生活の調和が図られ、働く場面で活躍したいという気持ちを持ち、個性と能力を十分に発揮でき、尊厳を保たれるまちを実現する必要があります。

表 3-2 市の各委員会等における女性委員の参画状況 (平成 26 年度実績)

区分	総委員数(人)	女性委員数(人)	割合(%)
行政委員会(地方自治法第180条の5参照)	27	1	3.7
附属機関等(地方自治法第138条の4・第202条の3参照)	402	82	20.4
設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等	682	233	34.2
合計	1,111	316	28.4

出典 協働推進課資料

●基本方針

男性も女性も性別 _____ に捉われず、自分らしくいきいきと暮らせ、個性を尊重できるような施策を推進するとともに、市民や事業所と一体となって、男女共同参画社会の実現を目指します。

表 3-2 市の各委員会等における女性委員の参画状況 (平成 30 年度実績)

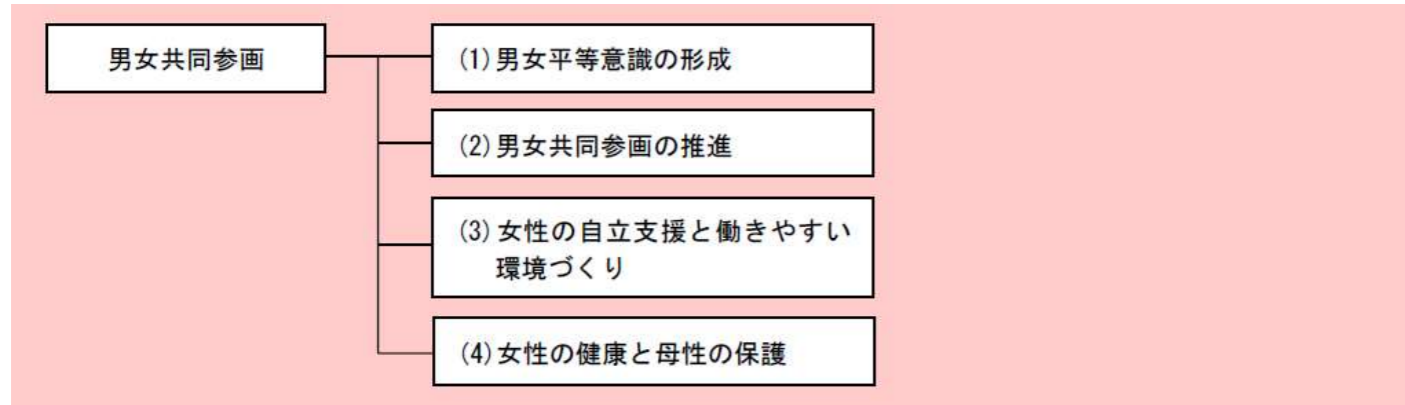
区分	総委員数(人)	女性委員数(人)	割合(%)
行政委員会(地方自治法第180条の5参照)	27	3	11.1
附属機関等(地方自治法第138条の4・第202条の3参照)	411	86	20.9
設置要綱などにより、庁の私的諮問機関として設置されている審議会等	714	264	37.0
合計	1,152	353	31.5

出典 協働推進課資料

●基本方針

誰もが性別や年齢、国籍等に捉われず、自分らしくいきいきと暮らせ、個性と能力を十分に発揮でき、尊厳を保てるような施策を推進するとともに、市民や事業所と一体となって、男女共同参画社会の実現を目指します。

●施策の体系



●関連する計画等

武蔵村山市第三次男女共同参画計画－男女YOU・Iプラン－（計画期間：平成27年度から平成31年度まで）

●施策の内容

(1) 男女平等意識の形成

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・男女平等意識の形成	男女共同参画センター_____を拠点として、男女共同参画フォーラム等の啓発事業や情報誌の発行などを行い、男女共同参画を推進するほか、家庭、学校、地域における男女平等観に立った教育・学習を充実させるための学習機会の拡大を図ります。 また、市職員の男女平等意識の定着を促し、市民及び市内事業所の模範となるように努めます。	○男女共同参画フォーラムの実施 ○情報誌 YOU・I の発行 ○男女共同参画センターの活動の推進 ○ <u>セクシュアル・ハラスメント</u> 防止に向けた啓発活動の推進 ◎ <u>DV</u> 防止啓発活動の推進【再掲】 ○市職員への男女平等研修の受講促進 ◎男性市職員の育児・介護休業取得の促進	協働推進課 協働推進課・ <u>子育て支援課</u> 職員課

(2) 男女共同参画の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・男女共同参画の推進	市の政策や方針決定の場への共同参画を推進するため、参画機会の拡大に向けた環境を整備し、各種審議会等への女性の積極的な参画を進めます。 また、 <u>市民の生活の質の向上</u> を目指す	○各種審議会等への女性の参画の促進 ○市民、事業所及び市内におけるワーク・ライフ・バランスの推進	協働推進課・企画政策課・関係各課 協働推進課

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

武蔵村山市第四次男女共同参画計画－ゆーあいプラン－（計画期間：令和2年度から令和6年度まで）

●施策の内容

(1) 男女平等意識の形成

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・男女平等意識の形成	男女共同参画センター「 <u>ゆーあい</u> 」を拠点として、男女共同参画フォーラム等の啓発事業や情報誌の発行などを行い、男女共同参画を推進するほか、家庭、学校、地域における男女平等観に立った教育・学習を充実させるため、 <u>講座を実施するなど</u> 、学習機会の拡大を図ります。 また、市職員の男女平等意識の定着を促し、市民及び市内事業所の模範となるように努めます。	○男女共同参画フォーラムの実施 ○情報誌 YOU・I の発行 ○男女共同参画センター「 <u>ゆーあい</u> 」の活動の推進 ○ <u>あらゆるハラスメント</u> の防止に向けた啓発活動の推進 ○ <u>あらゆる暴力</u> の防止啓発活動の推進 ○市職員への男女平等研修の受講促進 ○男性市職員の育児・介護休業取得の促進	協働推進課 協働推進課・ <u>子ども子育て支援課</u> 職員課

(2) 男女共同参画の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・男女共同参画の推進	市の政策や方針決定の場への共同参画を推進するため、参画機会の拡大に向けた環境を整備し、各種審議会等への女性の積極的な参画を進めます。 また、 <u>男性中心型の労働慣行</u> の推進	○各種審議会等への女性の参画の促進 ○市民、事業所及び市内におけるワーク・ライフ・バランスの推進	協働推進課・企画政策課・関係各課 協働推進課

指すため、ワーク・ライフ・バランス*2の実現を目指します。

変革するために、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

(3) 女性の自立支援と働きやすい環境づくり

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・女性の自立支援と働きやすい環境づくり	<p>女性の就労機会を拡大するため、関係機関と連携を図り、再就職に役立つ情報の提供や職務能力の向上等に向けた支援、起業に関する情報提供・支援、就労継続支援、相談事業等の充実に努めます。</p> <p>また、地域で活躍する女性のネットワークを構築し、企業、地域及び社会への女性の参画を促進します。</p> <p>男性も女性も仕事と家庭の両立が可能となるよう、保育内容の充実に努めるとともに、ファミリー・サポート・センターなどを活用し、働く男女の子育て支援に努めます。</p>	<p>○就労に関する相談や支援の実施</p> <p>◎ウイメンズチャレンジプロジェクトの実施【再掲】</p> <p>○ファミリー・サポート・センターの活用</p>	<p>協働推進課</p> <p>子育て支援課</p>

(4) 女性の健康と母性の保護

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・女性の健康と母性の保護	<p>リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性だけでなく男性も母性を理解することの促進を図るため、妊娠、出産、家族計画など母性機能を守る上での知識の普及・情報提供、妊産婦の健康診査など母子保健サービスの充実に努めます。</p> <p>また、働く女性が受診しやすい検診の在り方について検討を行います。</p>	<p>○各種母子保健事業の実施</p> <p>○妊産婦相談の充実</p>	<p>健康推進課</p>

(3) 女性の自立支援と働きやすい環境づくり

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・女性の自立支援と働きやすい環境づくり	<p><u>働く女性が結婚、出産、介護等を機に仕事を辞めざるを得ないという状況の改善を目指すとともに</u>、女性の就労機会を拡大するため、関係機関と連携を図り、<u>各種相談や</u>情報提供・支援等の充実に努めます。</p> <p>また、地域で活躍する女性のネットワークを構築し、企業、地域及び社会への女性の参画を促進します。</p> <p>男性も女性も仕事と家庭の両立が可能となるよう、保育内容の充実に努めるとともに、ファミリー・サポート・センターなどを活用し、働く男女の子育て支援に努めます。</p>	<p>○就労に関する相談や支援の実施</p> <p>○ウイメンズチャレンジプロジェクトの実施</p> <p>○ファミリー・サポート・センターの活用</p>	<p>協働推進課</p> <p>子ども子育て支援課</p>

(4) 女性の健康と母性の保護

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・女性の健康と母性の保護	<p>リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性だけでなく男性も母性を理解することの促進を図るため、妊娠、出産、家族計画など母性機能を守る上での知識の普及・情報提供、妊産婦の健康診査など母子保健サービスの充実に努めます。</p> <p>また、働く女性が受診しやすい検診の在り方について検討を行います。</p>	<p>○各種母子保健事業の実施</p> <p>○妊産婦相談の充実</p>	<p>子ども子育て支援課</p>

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	審議会等への女性の参画率	<u>28.4%(H26)</u> <u>(前期計画) 28.2%</u>	<u>40.0%(H32)</u> <u>(前期計画) 40%</u>
指標 2	男性市職員の育児休業取得率	<u>0%(H26)</u>	<u>10.0%(H32)</u>
指標 3	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定件数	—	<u>5 件(H32)</u>

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	審議会等への女性の参画率	<u>31.5%(R1)</u>	<u>35.0%(R7)</u>
指標 2	男性市職員の育児休業取得率	<u>10.5%</u> <u>(H27~R1 の平均)</u>	<u>15%</u> <u>(R3~R7 の平均)</u>
指標 3	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定件数	—	<u>50 件(R7)</u>
指標 4	<u>ファミリー・サポート・センター事業の延べ利用件数</u>	<u>333 件(R2)</u>	<u>500 件 (R7)</u>

現行基本計画

第2節 教育
1 学校教育

●現状と課題

本市には、市立小学校 9 校、市立中学校 5 校があります。そのうち第四小学校と第二中学校は、多摩地域初の施設完全一体型小中一貫校である「小中一貫校村山学園」として、平成 22 年 4 月に開校しました。村山学園を発信校として、全校で小中連携教育を推進しており、平成 28 年 4 月には、第七小学校と第四中学校が、施設隣接型「小中一貫校大南学園」として本開校します。

平成 27 年 5 月 1 日現在、小学校の児童数は 4,612 人、中学校の生徒数は 2,147 人で、近年は僅かずつながら増加傾向にあります。しかし児童数・生徒数には地域差がみられることから、各学校の規模の適正化を推進しています(表 3-3、図 3-1 参照)。

このような状況の中、本市では、平成 24 年 3 月に「教育振興基本計画」を策定し、生きる力を育む教育の推進、学校・家庭・地域の連携強化、教育の質の向上と教育環境の整備の充実を図っています。

また、「第 四 次 特 別 支 援 教 育 推 進 計 画」に基づき、特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対する支援体制の充実を図り、特別支援教育を推進しています。

今後も、効率的な運営・管理、施設の充実、安全性の向上等に努め、心身ともに健全な学校教育の推進を図る必要があります。

次期基本計画案

第2節 教育
1 学校教育

●現状と課題

本市には、市立小学校 9 校、市立中学校 5 校があります。そのうち第四小学校と第二中学校は、多摩地域初の施設完全一体型小中一貫校である「小中一貫校村山学園」として、平成 22 年 4 月に開校しました。村山学園を発信校として、全校で小中連携教育を推進しており、平成 28 年 4 月に、第七小学校と第四中学校が、施設隣接型「小中一貫校大南学園」として開校しました。

令和 2 年 5 月 1 日現在、小学校の児童数は 4,058 人、中学校の生徒数は 2,188 人で、近年は僅かずつ減少傾向にあります。児童数・生徒数には地域差がみられることから、各学校の規模の適正化を推進しています(表 3-3、図 3-1 参照)。

このような状況の中、本市では、平成 29 年 3 月に策定した「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」及び「第二次教育振興基本計画」の共通の基本理念である「人と人との絆で 未来を拓く 学び支え合うまち 武蔵村山」のもと、生きる力を育む教育の推進、学校・家庭・地域の連携強化、教育の質の向上と教育環境の整備、自己実現を目指す生涯学習の推進及び教育財産の有効活用の推進等に取り組んでいます。

また、「第 五 次 特 別 支 援 教 育 推 進 計 画」に基づき、特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対する支援体制の充実を図り、特別支援教育を推進しています。

本市における大部分の学校施設は建築後 40 年以上が経過し、老朽化が進んでおります。また、各設備に関しても、給排水設備、受変電設備及びプール等についても、耐用年数が過ぎており、度々故障が発生している状況です。その際には迅速に修繕等を実施してきましたが、計画的な大規模な改修工事が不可欠となっている状況です。今後は、長寿命化計画の策定を踏まえ、効率的な運営・管理、施設の充実、安全性の向上等に努め、心身ともに健全な学校教育を推進するとともに、建替え等の時期について早期の検討が必要です。

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達のためだけでなく、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要であり、本市では安全・安心でバランスのとれたおいしい学校給食の安定的な実施に努めています。更なる学校給食の充実に向けて、災害時の応急給食機能を活用して平常時の学校給食に対応する機能を備えた「(仮称)武蔵村山市防災食育センター」の整備に取り組めます。

表3-3 小中学校の学級数一覧

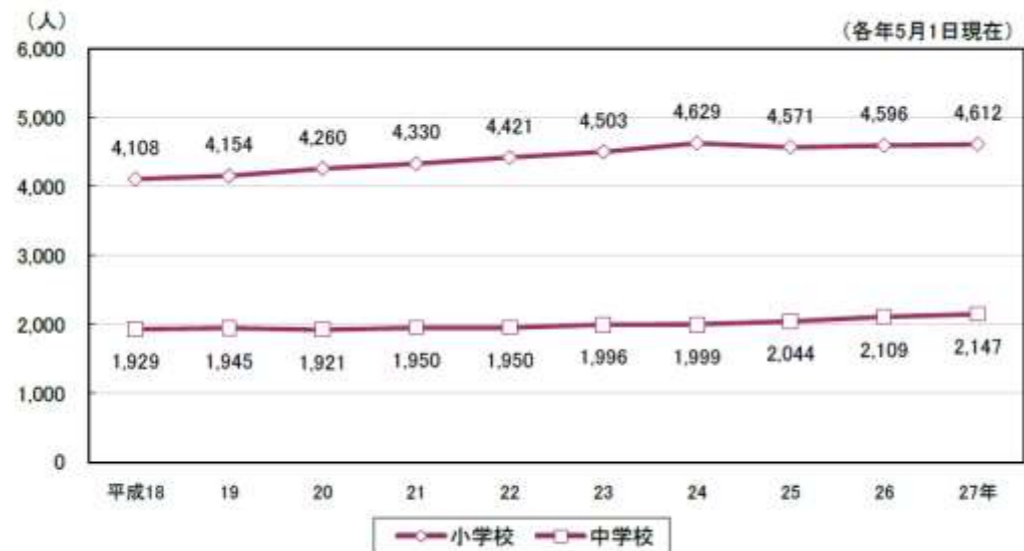
(平成27年5月1日現在)

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	合計
第一小学校	2	2	2	2	2	2	12 (4)
第二小学校	2	2	3	2	2	2	13
第三小学校	3	4	2	3	3	2	17
村山学園(第四小学校)	2	3	2	3	2	3	15 (6)
大南学園(第七小学校)	3	4	3	3	3	3	19
第八小学校	5	4	3	4	4	3	23 (2)
第九小学校	2	2	2	2	2	2	12 (3)
第十小学校	4	4	3	4	4	4	23
雷塚小学校	2	2	2	2	2	2	12 (6)
第一中学校	5	5	4	/			14 (4)
村山学園(第二中学校)	2	2	2				6 (2)
第三中学校	3	3	3				9 (2)
大南学園(第四中学校)	4	3	5				12
第五中学校	7	6	6				19

(注) 合計の()は特別支援学級又は日本語学級の数であり、外数である。

出典 教育総務課資料

図3-1 児童・生徒数の推移



出典 東京都総務局資料(学校基本調査)

表3-3 小中学校の学級数一覧

(令和2年5月1日現在)

学校名	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	合計
第一小学校	2	2	2	2	2	2	12 (6)
第二小学校	2	2	2	2	2	2	12
第三小学校	2	2	2	2	3	2	13
村山学園(第四小学校)	2	2	2	2	2	2	12 (2)
大南学園(第七小学校)	4	3	3	3	3	3	19
第八小学校	4	4	4	3	3	4	22
第九小学校	2	2	2	2	1	2	11
第十小学校	3	3	3	3	3	3	18
雷塚小学校	2	2	2	2	2	2	12 (7)
第一中学校	6	5	5	/			16 (4)
村山学園(第二中学校)	2	2	2				6 (9)
第三中学校	4	3	4				11
大南学園(第四中学校)	4	4	4				12
第五中学校	6	5	5				16

(注) 合計の()は特別支援学級又は日本語学級の数であり、外数

出典 教育総務課資料

図3-1 児童・生徒数の推移

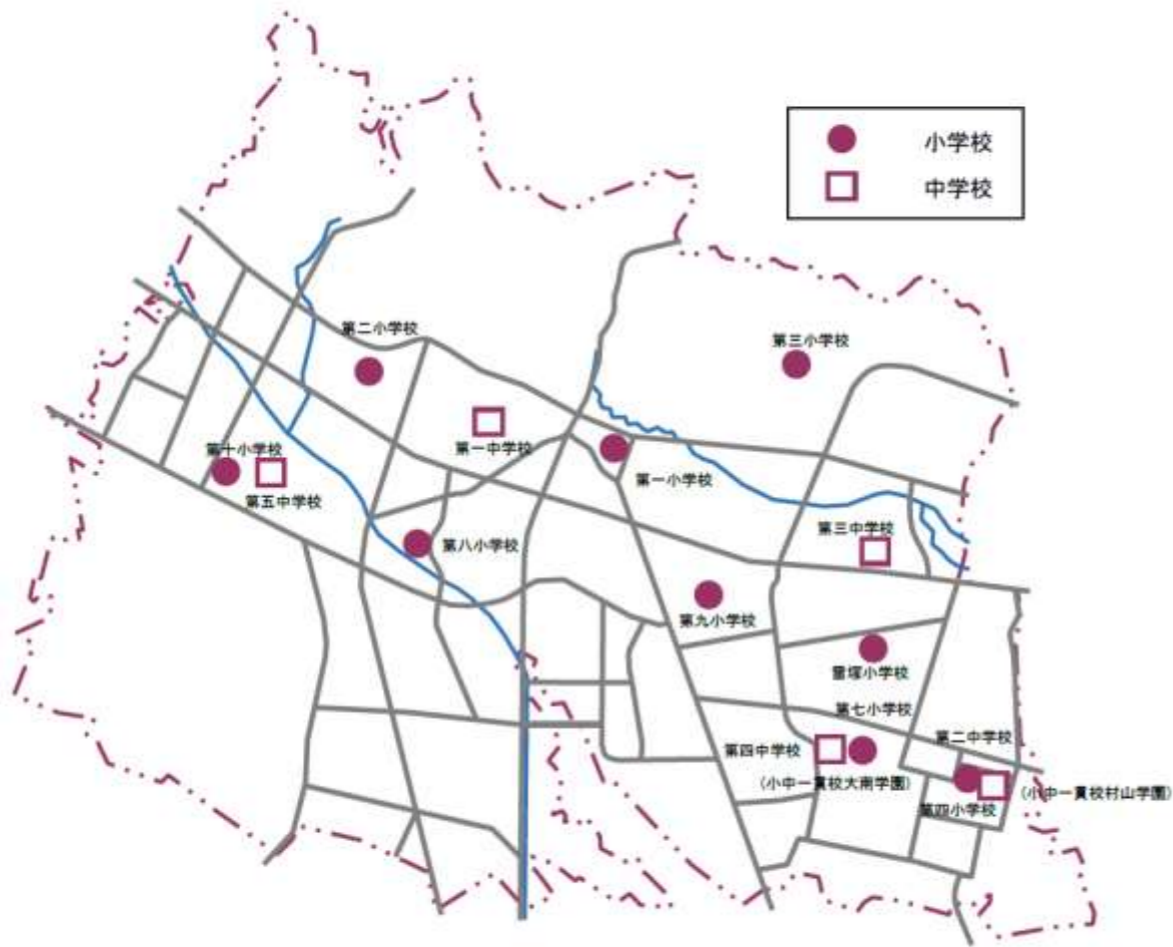
(各年5月1日現在)

グラフ作成中

年次	小学校	中学校
平成28年	4,558	2,194
29	4,406	2,161
30	4,323	2,200
令和元年	4,202	2,143

出典 東京都資料

図3-2 学校教育施設位置図



出典 教育総務課資料

●基本方針

思いやりの心や社会生活のルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むために、人権教育や心の教育を充実するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を身に付けた人間を育てる教育を推進します。

また、子どもたち一人一人が自ら課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決できるようにするため、基礎的、基本的な知識、技能の習得と課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図るとともに、個性と創造力を伸長させる教育を推進します。

図3-2 学校教育施設位置図



出典 教育総務課資料

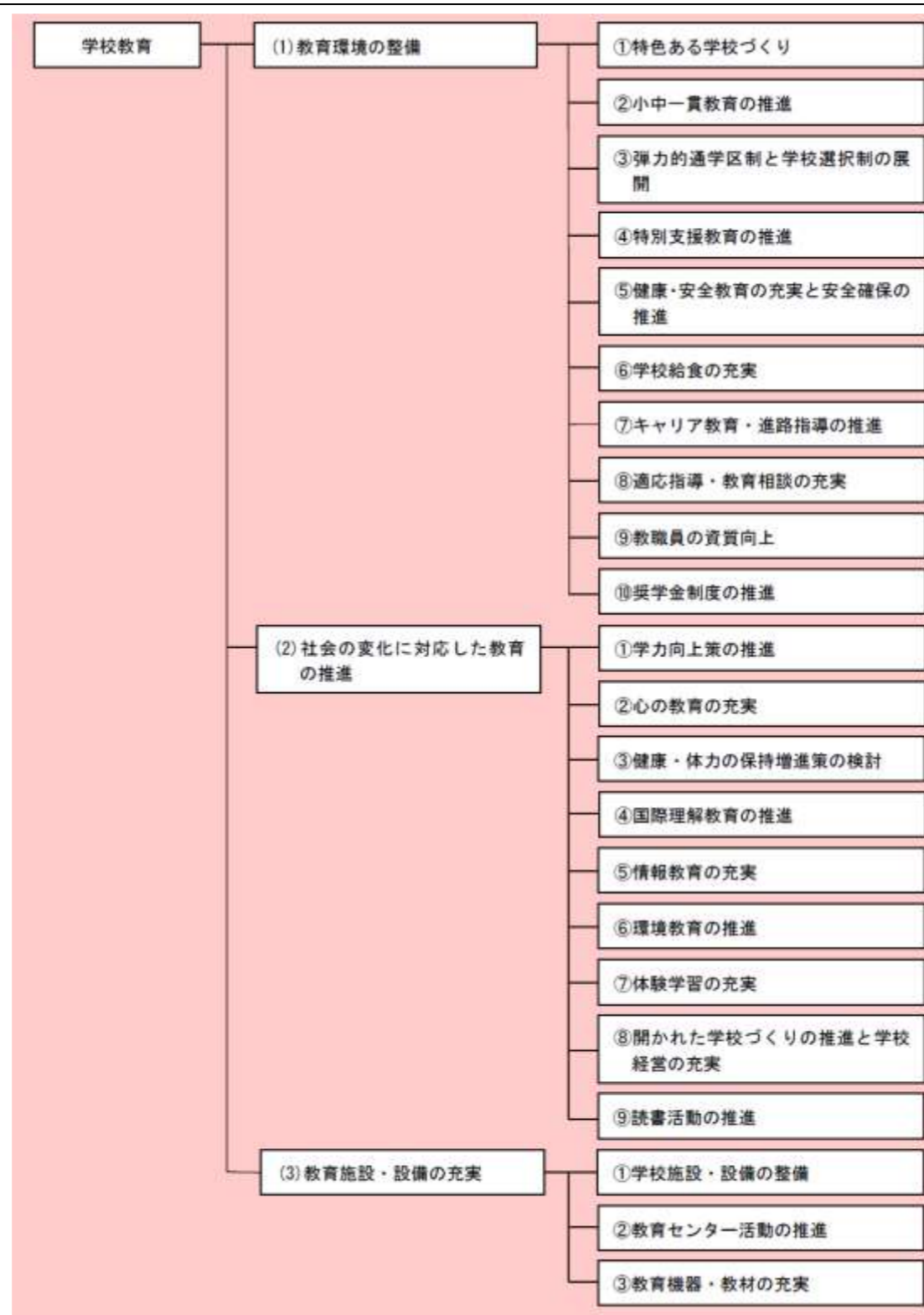
●基本方針

学校教育においては、学校・家庭・地域の連携強化によって、地域が一体となって自立した一人の人間として生きる力を育む教育を推進します。また、児童・生徒が豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身につけることができるよう、教育の質の向上と教育環境の整備に取り組みます。

社会教育においては、あらゆる場面における学習を通して、市民一人一人が自己実現できるような、生涯学習を推進します。

また、教育財産の有効活用を推進し、計画的な維持・管理に努めます。

●施策の体系



●関連する計画等

武蔵村山市第二次教育振興基本計画（計画期間：平成29年度から平成33年度まで）
武蔵村山市第四次特別支援教育推進計画（計画期間：平成28年度から平成32年度まで）
 武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画（計画期間：平成29年度から平成33年度まで）
 武蔵村山市第二次健康増進計画・第二次食育推進計画（計画期間：平成29年度から平成33年度まで）

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

武蔵村山市第二次教育振興基本計画（計画期間：平成29年度から令和3年度まで）
武蔵村山市第五次特別支援教育推進計画（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）
 武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画（計画期間：平成29年度から令和3年度まで）
 武蔵村山市第二次健康増進計画・第二次食育推進計画（計画期間：平成29年度から令和3年度まで）

●施策の内容

(1) 教育環境の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①特色ある学校づくり	平成20年3月に改定された新学習指導要領に基づき、特色ある学校づくりを進めるため、地域の自然・歴史や文化等を題材とした創意工夫のある、地域に根ざした、開かれた教育を展開します。 また、平成27年度からは、 <u>市立学校全校で2学期制の成果を生かした3学期制を導入し、引き続ききめ細かな指導を行うとともに、今後も教育課程の見直し・充実を図ります。</u>	○特色ある学校づくりの推進 ◎第二次教育振興基本計画の推進	教育指導課 教育総務課
②小中一貫教育の推進	学校運営協議会との更なる連携を図り、地域に密着した教育活動の充実を図るとともに、学校・保護者・地域とともに、児童・生徒の学力向上・体力向上及び健全育成を図ります。	○小中一貫校村山学園の教育効果の検証 ◎小中一貫校大南学園の教育効果の検証 ◎施設の形態に応じた特色ある教育の確立	教育指導課
③弾力的通学区制と学校選択制の展開	市内の人口動向や児童数の実態等に配慮して、武蔵村山市立学校の指定に関する規則に基づき、区域外就学や指定校変更申請については、個々の実情により弾力的に対応します。 また、中学校学校選択制については、引き続き実施し、教育を受ける側のニーズを尊重し、特色ある学校づくりを推進します。	○学校選択制の実施	教育総務課
④特別支援教育の推進	障害のある児童の教育については、個別指導計画に基づき一層充実させるとともに、 <u>通常の学級に在籍する障害のある子どものための、特別支援教室を小学校から順次整備し、発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対応したきめ細かな教育が展開できるよう、特</u>	○特別支援教育の推進 ○特別支援教育支援員の配置 ◎特別支援教室の導入 ○巡回相談員の配置 ○地域との交流の推進	教育指導課

●施策の内容

(1) 教育環境の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①特色ある学校づくり	平成29年3月に改定された学習指導要領に基づき、特色ある学校づくりを進めるため、地域の自然・歴史や文化等を題材とした創意工夫のある、地域に根ざした、開かれた教育を展開します。	○特色ある学校づくりの推進 ○第二次教育振興基本計画の推進	教育指導課 教育総務課
②小中一貫教育の推進	学校運営協議会との更なる連携を図り、地域に密着した教育活動の充実を図るとともに、学校・保護者・地域とともに、 <u>校内研究等により、小・中学校の教職員が連携した学習指導を実施し、</u> 児童・生徒の学力向上・体力向上及び健全育成を図ります。	○小中一貫校村山学園の教育効果の検証 ○小中一貫校大南学園の教育効果の検証 ○施設の形態に応じた特色ある教育の確立	教育指導課
③弾力的通学区制と学校選択制の展開	市内の人口動向や児童数の実態等に配慮して、武蔵村山市立学校の指定に関する規則に基づき、区域外就学や指定校変更申請については、個々の実情により弾力的に対応します。 また、中学校学校選択制については、引き続き、 <u>保護者等の意見を参考としながら実施していきます。</u>	○学校選択制の実施	教育総務課
④特別支援教育の推進	障害のある児童の教育については、個別指導計画に基づき一層充実させるとともに、 <u>発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対応した教育環境の充実を図るため、市立小・中学校にける自閉症・情緒障害特別支援学級の新設を進めます。また、特別支援教育関係会</u>	○特別支援教育の推進 ○特別支援教育支援員の配置 (削除) ○巡回相談員の配置 ○地域との交流の推進 ◎自閉症・情緒障害学級の整備 ◎特別支援教育関係会議のW	教育指導課

	<p><u>別支援教育を一層推進します。</u></p> <p>また、各学校においては、多様な障害に関する研修を充実させるなど、組織的・継続的な教育ができるよう環境づくりに努めます。</p> <p>さらに、「伸びゆく子供展」の開催や副籍制度の活用等、地域や特別支援学級との交流を活発化して、児童・生徒・市民の相互理解と心のふれあいを一層深めます。</p>	_____			<p><u>議のWEB化を図り、効率的な会議を推進します。</u></p> <p>また、各学校においては、多様な障害に関する研修を充実させるなど、組織的・継続的な教育ができるよう環境づくりに努めます。</p> <p>さらに、「伸びゆく子供展」の開催や副籍制度の活用等、地域や特別支援学級との交流を活発化して、児童・生徒・市民の相互理解と心のふれあいを一層深めます。</p>	<p><u>EB化の推進</u></p> <p><u>◎第五次特別支援教育推進計画の推進</u></p>		
⑤健康・安全教育の充実と安全確保の推進	<p>学校保健安全法に基づく定期健康診断や<u>健康相談、保健室の充実等</u>による児童・生徒の心と身体の健康管理を充実します。</p> <p>また、児童・生徒の安全確保のため、地域や家庭との連携を深め、非行や犯罪から身を守るためのセーフティ教室の実施や地域安全マップの作成等、地域や関係機関が連携した安全教育や登下校時における防犯ブザーの携行、スクール・ガードリーダーの巡回など安全指導の推進を図ります。</p> <p>さらに、地域ぐるみの学校安全講習会を実施し、危機管理意識の向上や管理体制の充実・整備の推進を図ります。</p>	<p>○セーフティ教室の開催</p> <p>○地域安全マップの作成</p> <p>○定期健康診断及び就学時健康診断の実施</p> <p>○スクール・ガードリーダーによる学校安全巡回指導</p> <p>○地域ぐるみの学校安全講習会の開催</p>	<p>教育指導課</p> <p>教育総務課</p>	⑤健康・安全教育の充実と安全確保の推進	<p>学校保健安全法に基づく定期健康診断や健康相談の<u>実施、保健指導の充実等</u>による児童・生徒の心と身体の健康管理を充実します。</p> <p>また、児童・生徒の安全確保のため、地域や家庭との連携を深め、非行や犯罪から身を守るためのセーフティ教室の実施や地域安全マップの作成等、地域や関係機関が連携した安全教育や登下校時における防犯ブザーの携行、スクール・ガードリーダーの巡回など安全指導の推進を図ります。</p> <p>さらに、地域ぐるみの学校安全講習会を実施し、危機管理意識の向上や管理体制の充実・整備の推進を図ります。</p>	<p>○セーフティ教室の開催</p> <p>○地域安全マップの作成</p> <p>○定期健康診断及び就学時健康診断の実施</p> <p>○スクール・ガードリーダーによる学校安全巡回指導</p> <p>○地域ぐるみの学校安全講習会の開催</p>	<p>教育指導課</p> <p>教育総務課</p>	
⑥学校給食の充実	<p>老朽化した学校給食センターの<u>施設を更新するとともに、新たな給食センター</u>での学校給食調理等業務を民間に委託します。</p> <p>また、食育や地産地消を重視し、地元農家の協力を得て、地場食材を積極的に導入し、安全・安心な給食の提供を行います。</p>	<p>○ _____ 中学校学校給食調理等業務の委託</p> <p>◎学校給食センター施設の更新及び小学校学校給食調理等業務の民間委託</p> <p>○<u>食育の推進</u></p>	<p>学校給食課</p> <p>健康推進課・学校給食課・教育指導課</p>	⑥学校給食の充実	<p>老朽化した学校給食センターに<u>替わる新たな施設</u>での学校給食調理等業務を民間に委託します。</p> <p>また、食育や地産地消を重視し、地元農家の協力を得て、地場食材を積極的に導入し、安全・安心な給食の提供を行います。</p>	<p>○<u>小学校及び</u>中学校学校給食調理等業務の委託</p> <p>○学校給食センター施設の更新及び小学校学校給食調理等業務の民間委託</p> <p>○<u>食育に関する事業の推進</u></p>	<p>学校給食課</p> <p>健康推進課・子ども子育て支援課・学校給食課</p>	
⑦キャリア教育・進路指導の推進	<p>職場見学、職場体験等を活用して、児童・生徒が自らの生き方を考え、望ましい職業観や勤労観を培い、主体的に進路を選択することができるよう、地域や企業と連携した</p>	○中学校における職場体験学習の実施	教育指導課	⑦キャリア教育・進路指導の推進	<p>職場見学、職場体験等を活用して、児童・生徒が自らの生き方を考え、望ましい職業観や勤労観を培い、主体的に進路を選択することができるよう、地域や企業と連携した</p>	○中学校における職場体験学習の実施	◎ <u>マイ・キャリア・ノートの活用</u>	教育指導課

	小・中学校連携の考えに基づいた、計画的・組織的なキャリア教育・進路指導を推進します。		
⑧適応指導・教育相談の充実	児童・生徒や保護者のなやみや課題にきめ細かく対応していくため、適応指導教室や教育相談室の機能を強化するとともに、各小・中学校に配置しているスクールカウンセラーを中心に、適応指導・教育相談体制の充実を図ります。 また、スクール・ソーシャル・ワーカー*1を配置することにより、関係機関相互の調整・連携を図り、学校だけでは対応が困難な事例等に対応します。	○教育相談室、スクール・ソーシャル・ワーカー事業の実施 ○適応指導教室事業の実施 ○スクールカウンセラーの配置	教育指導課
⑨教職員の資質向上	授業改善推進プランを活用するなど、教職員の能力開発や指導力の向上のため、教職員研修・研究機能を整備します。	○各種教職員研修の実施 ○一校一研究による校内研究の奨励 <u>○授業実践交流会の実施</u>	教育指導課
<u>⑩奨学金制度の推進</u>	<u>次代を担う意欲のある人材を育成するため、「武蔵村山市奨学資金条例」に基づき、奨学金制度の推進に努めます。</u>	<u>○奨学金制度の推進</u>	<u>教育総務課</u>

(2) 社会の変化に対応した教育の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①学力向上策の推進	児童・生徒一人一人に確かな学力の定着を図るため、「市立学校の学力向上策」及び「児童・生徒の学力向上に向けて」に基づき、授業改善を図るとともに、家庭や地域との連携を図ります。	○学力・学習意識調査の実施 <u>◎小・中学校特進講座の実施</u> ○授業改善推進プランの作成 ○学力向上推進委員会の運営 ○教育ボランティアの拡充 ○学校司書の配置	教育指導課
②心の教育の充実	学校・家庭・地域がそれぞれの役割を発揮し、相互の緊密な連携の下、地域ぐるみで、児童・生徒一人一人を見守り、育てる環境を整備するとともに、道徳的実践活動を通し、心の教育の充実を図ります。 また、 <u>教育のつどい等の開催</u> や市職員・教職員の交流、情報交換な	○道徳授業地区公開講座の実施 ○人権教育の推進	教育指導課

	小・中学校連携の考えに基づいた、計画的・組織的なキャリア教育・進路指導を推進します。		
⑧適応指導・教育相談の充実	児童・生徒や保護者のなやみや課題にきめ細かく対応していくため、適応指導教室や教育相談室の機能を強化するとともに、各小・中学校に配置しているスクールカウンセラーを中心に、適応指導・教育相談体制の充実を図ります。 また、スクール・ソーシャル・ワーカーを配置することにより、関係機関相互の調整・連携を図り、学校だけでは対応が困難な事例等に対応します。	○教育相談室、スクール・ソーシャル・ワーカー事業の実施 ○適応指導教室事業の実施 ○スクールカウンセラーの配置	教育指導課
⑨教職員の資質向上	授業改善推進プランを活用するなど、教職員の能力開発や指導力の向上のため、教職員研修・研究機能を整備します。	○各種教職員研修の実施 ○一校一研究による校内研究の奨励 <u>(削除)</u>	教育指導課
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

(2) 社会の変化に対応した教育の推進

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①学力向上策の推進	児童・生徒一人一人に確かな学力の定着を図るため、「市立学校の学力向上策」及び「児童・生徒の学力向上に向けて」に基づき、授業改善を図るとともに、家庭や地域との連携を図ります。	○学力・学習意識調査の実施 <u>(削除)</u> ○授業改善推進プランの作成 ○学力向上推進委員会の運営 ○教育ボランティアの拡充 ○学校司書の配置 <u>◎地域未来塾の実施</u>	教育指導課 <u>文化振興課</u>
②心の教育の充実	学校・家庭・地域がそれぞれの役割を発揮し、相互の緊密な連携の下、地域ぐるみで、児童・生徒一人一人を見守り、育てる環境を整備するとともに、道徳的実践活動を通し、心の教育の充実を図ります。 また、市職員と教職員の交流、情報交換など、保育所・幼稚園と小中	○道徳授業地区公開講座の実施 ○人権教育の推進	教育指導課

	ど、保育所・幼稚園と小中学校及び公民館や図書館などが連携を強め、一貫した心の教育の在り方について検討し、その実践に努めます。				学校及び公民館や図書館などが連携を強め、一貫した心の教育の在り方について検討し、その実践に努めます。		
③健康・体力の保持増進策の検討	児童・生徒一人一人の体力の向上及び健康の保持増進を図るため、学校と家庭が連携した体力向上策及び食育の推進を図ります。	○体力向上策の推進 ○部活動支援事業の実施 ○食育の推進【再掲】	教育指導課 健康推進課・ 学校給食課・ 教育指導課	③健康・体力の保持増進策の検討	児童・生徒一人一人の体力の向上及び健康の保持増進を図るため、学校と家庭が連携した体力向上策及び食育の推進を図ります。	○体力向上策の推進 ○部活動支援事業の実施 ○食育の推進	教育指導課 健康推進課・ 学校給食課・ 教育指導課
④国際理解教育の推進	様々な分野で国際化が進展する中、児童・生徒が外国の文化・社会を理解し、豊かな国際感覚を身に付けられるよう、ALT(外国語指導助手)による英語教育や総合的な学習の時間での取組などを強化し、国際理解教育を推進します。また、帰国児童・生徒及び外国籍の児童・生徒が日本社会の生活に速やかに適応できるよう、日本語指導及び生活指導の充実を図ります。	○外国青年英語教育の推進【再掲】 ○小学校英語活動支援員の配置 ○帰国子女等指導助手の配置	教育指導課	④国際理解教育の推進	様々な分野で国際化が進展する中、児童・生徒が外国の文化や社会を理解し、豊かな国際感覚を身に付けられるよう、ALT(外国語指導助手)による英語教育や総合的な学習の時間での取組などを強化し、国際理解教育を推進します。また、帰国児童・生徒及び外国籍の児童・生徒が、日本での生活に速やかに適応できるよう、日本語指導及び生活指導の充実を図ります。	○外国青年英語教育の推進 ○小学校英語活動支援員の配置 ○帰国子女等指導助手の配置	教育指導課
⑤情報教育の充実	高度情報化社会に柔軟な対応ができる児童・生徒を育てるため、情報機器の導入や視聴覚ソフトの活用による効果的な学習指導に努めます。また、インターネット等を利用した学校間交流などを推進します。 また、情報モラル及び情報リテラシー教育の徹底により、正しい利用方法の指導を行うとともに、インターネットなどの普及による多種多様な危険や犯罪に巻き込まれないよう、情報教育の充実を図ります。	○ICT教育の推進	教育総務課・ 教育指導課	⑤情報教育の充実	高度情報化社会に柔軟な対応ができる児童・生徒を育てるため、情報機器や視聴覚ソフトの活用による効果的な学習指導に努めます。また、インターネット等を利用した学校間交流などを推進します。 また、情報モラル及び情報リテラシー教育の徹底により、正しい利用方法の指導を行うとともに、インターネットなどの普及による多種多様な危険や犯罪に巻き込まれないよう、情報教育の充実を図ります。	○ICT教育の推進	教育総務課・ 教育指導課
⑥環境教育の推進	地球温暖化、オゾン層の破壊等の地球環境問題や大気汚染、騒音問題、水質汚濁やごみ問題等の都市・生活型公害など、様々な環境問題に対して興味・関心を持ち、理解を深める教育を展開します。	○環境教育の実施 ○稲作体験の実施	教育指導課	⑥環境教育の推進	地球温暖化、オゾン層の破壊等の地球環境問題や大気汚染、騒音問題、水質汚濁やごみ問題等の都市・生活型公害など、様々な環境問題に対して興味・関心を持ち、理解を深める教育を展開します。	○環境教育の実施 ○稲作体験の実施	教育指導課
⑦体験学習の充実	地域の自然や歴史、文化等に直接接触れる郷土学習や福祉の心を育てるボランティア活動への参加などの体験学習を充実します。	○稲作体験の実施【再掲】 ○職場体験学習の実施 ○教育ボランティアの活用 ○移動教室の実施	教育指導課	⑦体験学習の充実	地域の自然や歴史、文化等に直接接触れる郷土学習や福祉の心を育てるボランティア活動への参加などの体験学習を充実します。	○稲作体験の実施 ○職場体験学習の実施 ○教育ボランティアの活用 ○移動教室の実施	教育指導課

⑧開かれた学校づくりの推進と学校経営の充実	保護者や地域の願いを受け止め、ともに子どもを育てるという視点に立った学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクール、学校評価制度等を活用して意見を反映させるとともに、学校公開及び学校ホームページによる教育活動や学校経営方針の公開・公表を積極的に推進します。 また、中学校の部活動に地域住民を外部指導員として配置し、部活動の活性化を図ります。	○学校関係者評価の実施 ○一斉学校公開の実施 ○コミュニティ・スクールの活用 ○部活動外部指導員の配置	教育指導課
⑨読書活動の推進	学校図書館と市立図書館の連携を強化するとともに、児童・生徒に読書活動を通して考える力や豊かな感性、情緒などを身に付けさせ、人間力の基礎となる「言語力」の育成を図ります。	○学校司書の配置【再掲】	教育指導課

(3) 教育施設・設備の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
① 学校施設・設備の整備	児童・生徒が安全に充実した学校生活を送れるように、学校施設・設備の改修整備を計画的に推進するとともに、適正な維持管理に努めます。 また、地震等災害時の避難施設として有効に活用できるように施設の充実を図るとともに、学校施設の非構造部材の耐震化を推進し、多くの方が安心して施設を利用できるように、設備の充実を図ります。 <u>校務支援システムは、小中一貫校村山学園への導入効果等を検証するとともに、他の小中学校への導入を推進します。</u>	○学校施設改修の実施 (特別教室の冷房化、トイレ環境整備、校舎屋上防水、校舎建具改修、屋内運動場外装・床・屋根改修等) ○学校設備改修の実施 (放送設備改修、消火栓管改修) <u>○全中学校への太陽光パネルの設置</u> ○少人数学級編制への対応 <u>○校務支援システムの導入</u>	教育総務課 (教育施設担当) 教育総務課
② 教育センター活動の推進	教職員の資質の向上、家庭や児童・生徒のなやみに対応するため、「適応指導教室」や「教育相談室」等、教育センター活動の推進を図り	○教育センターの機能強化	教育指導課

⑧開かれた学校づくりの推進と学校経営の充実	保護者や地域の願いを受け止め、ともに子どもを育てるという視点に立った学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクール、学校評価制度等を活用して意見を反映させるとともに、学校公開及び学校ホームページによる教育活動や学校経営方針の公開・公表を積極的に推進します。 また、中学校の部活動に地域住民を外部指導員として配置し、部活動の活性化を図ります。	○学校関係者評価の実施 ○一斉学校公開の実施 ○コミュニティ・スクールの活用 ○部活動外部指導員の配置	教育指導課
⑨読書活動の推進	学校図書館と市立図書館の連携を強化するとともに、児童・生徒に読書活動を通して考える力や豊かな感性、情緒などを身に付けさせ、人間力の基礎となる「言語力」の育成を図ります。	○学校司書の配置	教育指導課

(3) 教育施設・設備の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
① 学校施設・設備の整備	児童・生徒が安全に充実した学校生活を送れるように、学校施設・設備の改修整備を計画的に推進するとともに、適正な維持管理に努めます。 また、地震等災害時の避難施設として有効に活用できるように施設の充実を図るとともに、学校施設の非構造部材の耐震化を推進し、多くの方が安心して施設を利用できるように、設備の充実を図ります。	○学校施設改修の実施 (特別教室の冷房化、トイレ環境整備、校舎屋上防水、校舎建具改修、屋内運動場外装・床・屋根改修等) ○学校設備改修の実施 (放送設備改修、消火栓管改修) <u>(削除)</u> ○少人数学級編制への対応 <u>(削除)</u>	教育総務課 (教育施設係) 教育総務課
② 教育センター活動の推進	教職員の資質の向上、家庭や児童・生徒のなやみに対応するため、「適応指導教室」や「教育相談室」等、教育センター活動の推進を図り	○教育センターの機能強化	教育指導課

	ます。 また、教育に関するあらゆる情報の収集・発信・ネットワーク化を図り、学校情報や図書館・公民館情報の提供など、教育センターの機能強化に努めます。		
③教育機器・教材の充実	タブレット端末やデジタル教材、視聴覚機器の導入・更新など、新しい教育内容や指導方法の 変化に対応した教育機器・教材の充実に努め 、情報教育の一層の推進を図ります。	○教育用コンピュータ等の活用 ○学校備品の購入等 ○指導書、副読本の購入等	教育総務課 教育指導課

	ます。 また、教育に関するあらゆる情報の収集・発信・ネットワーク化を図り、学校情報や図書館・公民館情報の提供など、教育センターの機能強化に努めます。		
③教育機器・教材の充実	タブレット端末やデジタル教材、視聴覚機器の導入・更新など、新しい教育内容や指導方法の 変化に対応した 情報教育の一層の推進を図ります。	○教育用コンピュータ等の活用 ○学校備品の購入等 ○指導書、副読本の購入等	教育総務課 教育指導課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	学校給食における地元産野菜・果物等の使用量(児童・生徒 1 人当たり/年)	5 kg(H26)	維持(H32)
指標 2	学校給食における地元産野菜・果物等の使用品目数	<u>18 品目(H26)</u>	<u>22 品目(H32)</u>
<u>指標 3</u>	<u>特進講座受講者の市の学力調査(中1数学)の正答率が 80%以上になる割合</u>	＝	<u>80.0%/年(H32)</u>
<u>指標 4</u>	<u>特進講座受講者の学校における 定期考査(数学)の点数が 80 点以上になる割合</u>	＝	<u>80.0%/年(H32)</u>
<u>指標 5</u>	<u>高校進学に際して第一志望校へ合格する割合</u>	＝	<u>80.0%(H32)</u>
指標 6	市立小中学校のトイレ環境整備の達成割合	<u>71.0%(H26)</u>	<u>100%(H32)</u>

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	学校給食における地元産野菜・果物等の使用量(児童・生徒 1 人当たり/年)	<u>5 kg(R1)</u>	<u>維持(R7)</u>
指標 2	学校給食における地元産野菜・果物等の使用品目数	<u>19 品目(R1)</u>	<u>22 品目(R7)</u>
	(削除)	(削除)	(削除)
	(削除)	(削除)	(削除)
	(削除)	(削除)	(削除)
指標 3	市立小中学校のトイレ環境整備の達成割合	<u>89.0%(R1)</u>	<u>100%(R7)</u>
指標 4	<u>小・中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の計画的な整備</u>	<u>検討</u>	<u>整備</u>

2 生涯学習

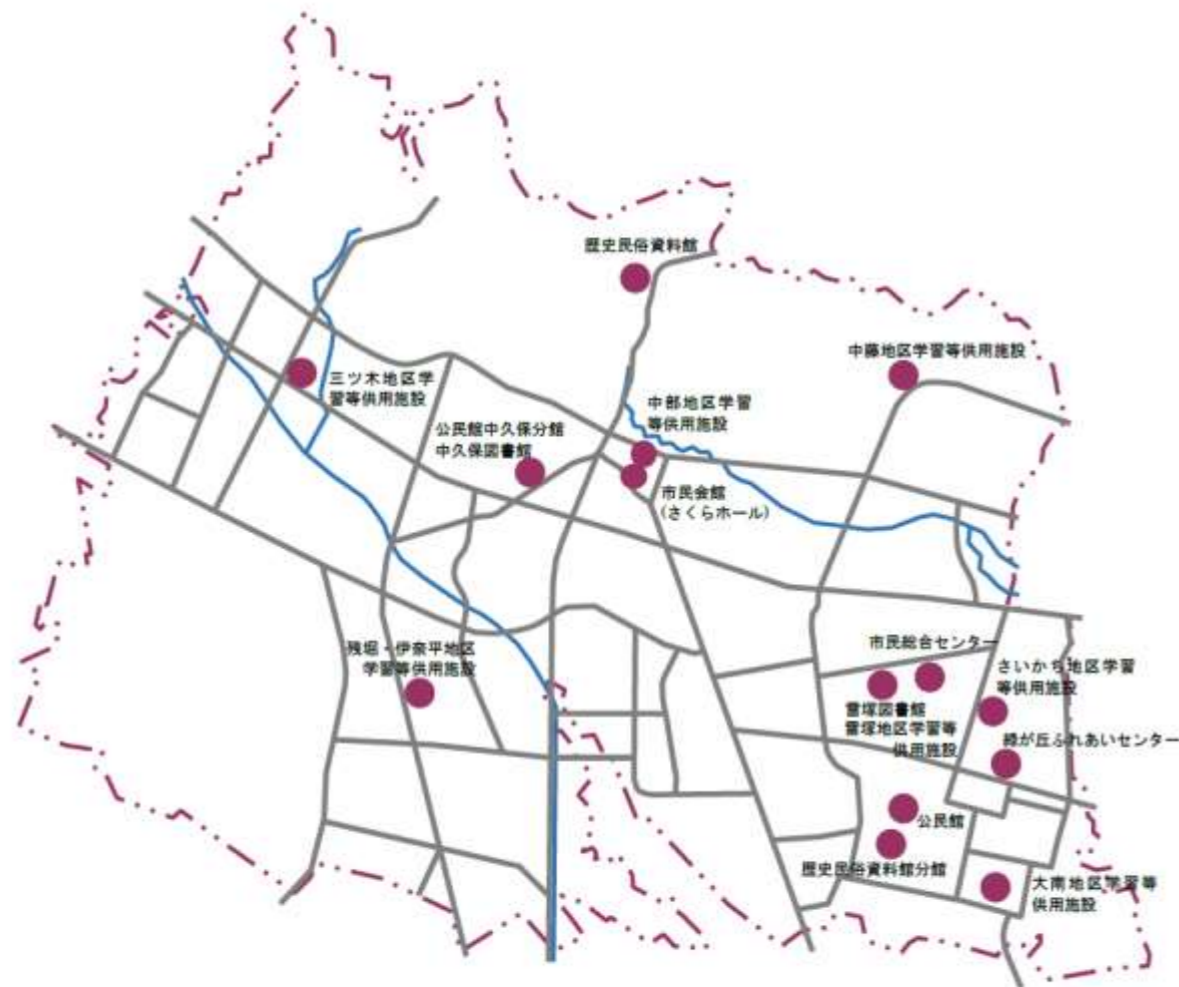
●現状と課題

社会経済が成熟期に入り、平均寿命の伸長やワーク・ライフ・バランスの考え方の普及等もあり、人々の価値観やライフスタイルが大きく変化し、市民の生涯学習に対する期待や意欲はより一層高まっています。

このような状況の中、本市では、市民の価値観の変化・多様なニーズに応えるため、公民館や図書館、市民会館(さくらホール)等の施設において、様々な学習機会の場を提供しています。

今後も市民の様々なニーズに応えるため、日常生活における地域課題の解決に必要な資料の提供や情報収集などレファレンスサービスの充実に努め、市民の知的・文化的活動を支援する必要があります。また、資料・情報の電子化が進み、地域の情報拠点としての図書館機能の強化や、資料・情報の共同保存等を行っていく必要があります。

図3-3 生涯学習施設位置図



出典 文化振興課・図書館資料

2 生涯学習

●現状と課題

社会経済が成熟期に入り、平均寿命の伸長やワーク・ライフ・バランスの考え方の普及等もあり、人々の価値観やライフスタイルが大きく変化し、市民の生涯学習に対する期待や意欲はより一層高まっています。

このような状況の中、本市では、市民の価値観の変化・多様なニーズに応えるため、公民館や図書館、市民会館(さくらホール)等の施設において、様々な学習機会の場を提供しています。

今後も市民の様々なニーズに応えるため、日常生活における地域課題の解決に必要な資料の提供や情報収集などレファレンスサービスの充実に努め、市民の知的・文化的活動を支援する必要があります。また、資料・情報の電子化が進み、地域の情報拠点としての図書館機能の強化や、資料・情報の共同保存等を行っていく必要があります。

図3-3 生涯学習施設位置図

画像作成中
※さいかち地区学習等供用施設を公民館さいかち分館に修正

表3-4 生涯学習施設等一覧

(平成27年4月1日現在)

名 称		施 設 内 容
公 民 館		
公 民 館 中 久 保 分 館		
市 民 会 館 (さ くら ホール)		
歴 史 民 俗 資 料 館		
歴 史 民 俗 資 料 館 分 館		
緑 が 丘 ふ れ あ い セ ン タ ー		コミュニティセンター、男女共同参画センター (ゆーあい)、老人福祉館
市 民 総 合 セ ン タ ー		保健福祉総合センター、教育センター
図 書 館	雷 塚 図 書 館	
	中 久 保 図 書 館	
学 習 等 供 用 施 設	雷 塚	地区会館
	さ い か ち	地区会館、地区児童館
	中 藤	地区会館、地区図書館、地区児童館
	中 部	地区会館
	三 ツ 木	地区会館、地区図書館
	大 南	地区会館、地区図書館、地区児童館
残 堀 ・ 伊 奈 平		地区会館、地区図書館、地区児童館

(注) 歴史民俗資料館分館は、平成28年9月開館予定

出典 文化振興課・図書館資料

表3-5 社会教育関係施設利用状況

(平成26年4月～平成27年3月)

施 設 名	開館日数	主催事業		一般団体		その他		合 計	
	日	回	人	回	人	回	人	回	人
公 民 館	342	9	144	1,781	18,259	3	56	1,793	18,459
中 久 保 分 館	346	-	-	198	1,905	22	203	220	2,108
雷 塚 地 区 会 館	346	-	-	1,453	15,705	127	782	1,580	16,487
さ い か ち 地 区 会 館	347	-	-	70	504	-	-	70	504
中 藤 地 区 会 館	342	-	-	881	7,315	32	398	913	7,713
中 部 地 区 会 館	338	53	1,562	591	7,677	3,048	27,051	3,692	36,290
三 ツ 木 地 区 会 館	342	5	72	1,773	17,552	100	1,278	1,878	18,902
大 南 地 区 会 館	342	8	136	1,720	17,908	31	(1,022) 562	1,759	(1,022) 18,606
残 堀 ・ 伊 奈 平 地 区 会 館	342	8	128	1,885	15,360	76	1,362	1,969	16,850
生 涯 学 習 活 動 室	329	18	354	1,600	19,214	223	4,509	1,841	24,077
合 計		101	2,396	11,952	121,399	3,662	(1,022) 36,201	15,715	(1,022) 159,996

(注) () 内は談話室使用人数を掲載

出典 子ども育成課・教育総務課・文化振興課資料

表3-4 生涯学習施設等一覧

(令和2年4月1日現在)

名 称		施 設 内 容
公 民 館		
公 民 館 中 久 保 分 館		
公 民 館 さ い か ち 分 館		
市 民 会 館 (さ くら ホール)		
歴 史 民 俗 資 料 館		
歴 史 民 俗 資 料 館 分 館		
緑 が 丘 ふ れ あ い セ ン タ ー		コミュニティセンター、男女共同参画センター (ゆーあい)、老人福祉館
市 民 総 合 セ ン タ ー		保健福祉総合センター、教育センター、子ども・子育て支援センター
図 書 館	雷 塚 図 書 館	
	中 久 保 図 書 館	
学 習 等 供 用 施 設	雷 塚	地区会館
	中 藤	地区会館、地区図書館、地区児童館
	中 部	地区会館
	三 ツ 木	地区会館、地区図書館
	大 南	地区会館、地区図書館、地区児童館
	残 堀 ・ 伊 奈 平	地区会館、地区図書館、地区児童館

出典 文化振興課・図書館資料

表3-5 社会教育関係施設利用状況

(平成31年4月～令和2年3月)

施 設 名	開館日数	主催事業		一般団体		その他		合 計	
	日	回	人	回	人	回	人	回	人
公 民 館	343	189	2,747	860	9,312	2	35	1,051	12,094
中 久 保 分 館	341	2	20	182	1,823	32	380	216	2,223
さ い か ち 分 館	56	1	11	28	381	2	100	31	492
雷 塚 地 区 会 館	341	-	-	791	10,069	142	846	933	10,915
さ い か ち 地 区 会 館	261	-	-	68	376	-	-	68	376
中 藤 地 区 会 館	342	3	4	666	6,839	53	867	722	7,710
中 部 地 区 会 館	334	190	2,335	263	4,550	3,920	40,349	4,373	47,234
三 ツ 木 地 区 会 館	343	1	5	1,134	13,387	95	1,092	1,230	14,484
大 南 地 区 会 館	341	35	552	987	9,985	36	379 (492)	1,058 (492)	10,916 (492)
残 堀 ・ 伊 奈 平 地 区 会 館	343	4	21	1,415	13,246	39	484	1,458	13,751
生 涯 学 習 活 動 室	321	21	226	1,111	16,151	324	7,833	1,456	24,210
合 計		446	5,921	7,505	86,119	4,645	52,365 (492)	12,596 (492)	144,405 (492)

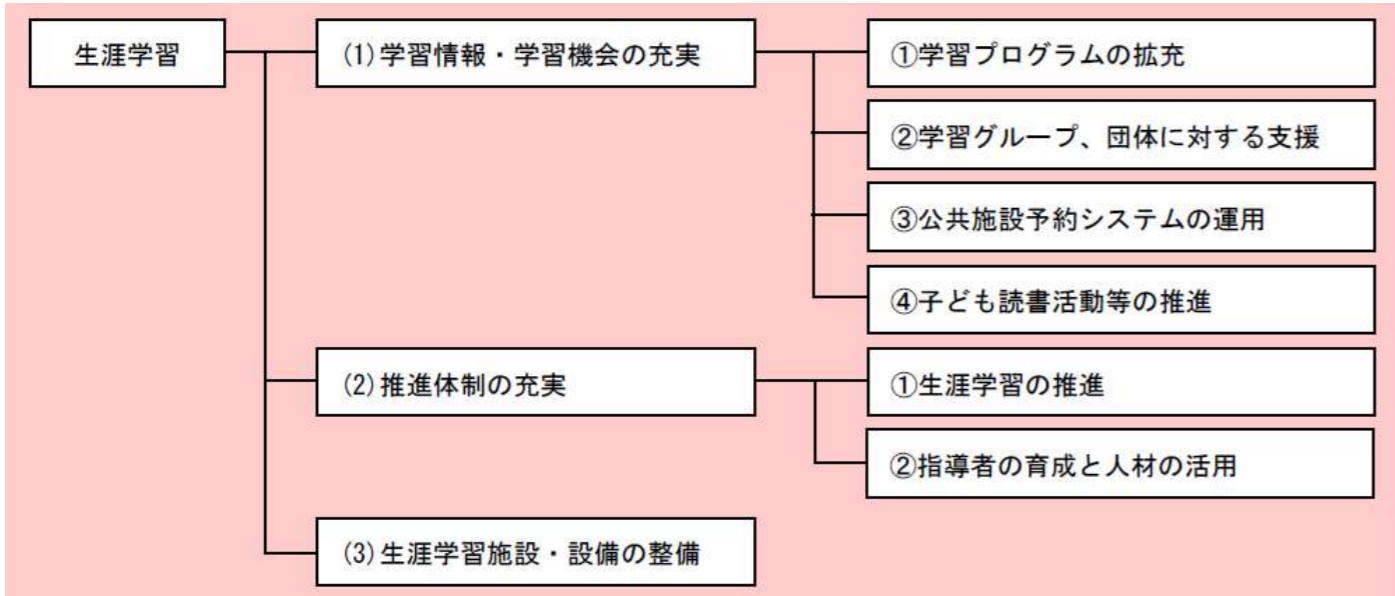
(注) さいかち地区会館は令和元年12月で閉館、() 内は談話室使用人数であり、外数

出典 子ども子育て支援課・教育総務課・文化振興課資料

●基本方針

市民一人一人が生涯にわたって自ら学び、個人としての生きがいや楽しみ、心の豊かさを追求することにより、生活の充実や向上を実現するとともに、文化に親しみ、社会参加できる機会の充実を図ります。

●施策の体系



●関連する計画等

武蔵村山市第四次生涯学習推進計画（計画期間：平成28年度から平成32年度まで）
 武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画（計画期間：平成29年度から平成33年度まで）

●施策の内容

(1) 学習情報・学習機会の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
① 学習プログラムの拡充	「出前講座むさしむらやま塾」の講座内容を充実し、制度の更なる利用促進に努めるとともに、男女共同参画社会の実現や環境、福祉、教育等の現代的な課題や、芸術、文化、まちづくり等の地域的な課題など、市民ニーズに応じた課題に対し、講座や教室などを開催し、学習機会の拡充に努めます。 また、芸術・文化的な講座については、市民との共同開催を図ります。	○出前講座の充実 ○公民館事業の充実 ◎ <u>図書館事業の推進</u> ○各種講座の充実	文化振興課 図書館 関係各課

●基本方針

市民一人一人が生涯にわたって自ら学び、個人としての生きがいや楽しみ、心の豊かさを追求することにより、生活の充実や向上を実現するとともに、文化に親しみ、社会参加できる機会の充実を図ります。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

武蔵村山市第四次生涯学習推進計画（計画期間：平成28年度から令和2年度まで）
 武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画（計画期間：平成29年度から令和3年度まで）

●施策の内容

(1) 学習情報・学習機会の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
① 学習プログラムの拡充	「出前講座むさしむらやま塾」の講座内容を充実し、制度の更なる利用促進に努めるとともに、男女共同参画社会の実現や環境、福祉、教育等の現代的な課題や、芸術、文化、まちづくり等の地域的な課題など、市民ニーズに応じた課題に対し、講座や教室などを開催し、学習機会の拡充に努めます。 また、芸術・文化的な講座については、市民との共同開催を図ります。	○出前講座の充実 ○公民館事業の充実 ◎ <u>図書館新ホームページの運用</u> ○各種講座の充実	文化振興課 図書館 関係各課

②学習グループ、団体に対する支援	自主的な学習活動を行う市民グループや団体に対して、学習内容や運営、指導者、活動場所の周知等の窓口業務を強化します。 また、活動成果の発表・紹介の場となる生涯学習フェスティバルの開催について、教育・文化・福祉・産業・観光など関係機関や施設との連携により開催します。	○学習相談窓口の整備 ○生涯学習フェスティバルの開催	文化振興課・スポーツ振興課・関係各課
③公共施設予約システムの運用	生涯学習講座や各種団体の活動内容情報を提供するとともに、自宅等から公共施設の空き状況検索や予約を行うことができる「公共施設予約システム」を運用し、市民の生涯学習活動の支援及び公共施設利用の利便性の向上を図ります。	○公共施設予約システムの運用	文化振興課・スポーツ振興課・関係各課
④子ども読書活動等の推進	子どもが自主的な読書活動を行うことができるよう、読書の状況等を踏まえ、子ども読書活動に関する施策を推進します。 また、文字・活字文化の振興に資するため、必要な施策の検討を進めます。	○おはなしの会の充実 ○資料相談・読書相談の拡充 ◎子ども向け電子図書の検討	図書館

(2) 推進体制の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①生涯学習の推進	郷土意識や生きがいのもてるまちづくりを関係機関や市民と協働で進めるため、学習機会の場の提供及び団体に関する的確な情報の提供により、市民の生涯にわたる学習活動や社会参加活動の支援を行います。 また、市民各層の意見・要望を反映し、市民ニーズに合った生涯学習の充実に努めます。	○市民の学習活動や社会参加活動の支援 ○郷土・行政資料の充実	文化振興課 図書館
②指導者の育成と人材の活用	市民が培った知識や技術等を地域社会に生かすための場の検討を行い、多様な人材を発掘するとともに、指導者の育成を図ります。 さらに、学習・施設ボランティアの	○各分野における指導者の育成 ○青少年リーダーの養成	文化振興課

②学習グループ、団体に対する支援	自主的な学習活動を行う市民グループや団体と連携し、学習内容や運営、指導者、活動場所の周知等を図ります。 また、活動成果の発表・紹介の場となる生涯学習フェスティバルの開催について、教育・文化・福祉・産業・観光など関係機関や施設との連携により開催します。	○学習相談窓口の整備 ◎自主的な学習活動を行う市民団体の積極的なPR ○生涯学習フェスティバルの開催	文化振興課・スポーツ振興課・関係各課
③公共施設予約システムの運用	生涯学習講座や各種団体の活動内容情報を提供するとともに、自宅等から公共施設の空き状況検索や予約を行うことができる「公共施設予約システム」を運用し、市民の生涯学習活動の支援及び公共施設利用の利便性の向上を図ります。	○公共施設予約システムの運用 ○利便性向上のためのキャッシュレスやタブレット端末導入の検討	文化振興課・関係各課
④子ども読書活動等の推進	子どもが自主的な読書活動を行うことができるよう、読書の状況等を踏まえ、子ども読書活動に関する施策を推進します。 また、文字・活字文化の振興に資するため、必要な施策の検討を進めます。	○おはなしの会の充実 ○資料相談・読書相談の拡充 ◎子ども向け電子図書の検討	図書館

(2) 推進体制の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①生涯学習の推進	郷土意識や生きがいのもてるまちづくりを関係機関や市民と協働で進めるため、学習機会の場の提供及び団体に関する的確な情報の提供により、市民の生涯にわたる学習活動や社会参加活動の支援を行います。 また、市民各層の意見・要望を反映し、市民ニーズに合った生涯学習の充実に努めます。	○市民の学習活動や社会参加活動の支援 ○郷土・行政資料の充実	文化振興課 図書館
②指導者の育成と人材の活用	市民が培った知識や技術等を地域社会に生かすための場の検討を行い、多様な人材を発掘するとともに、指導者等の育成を図ります。 さらに、学習・施設ボランティアの	○各分野における指導者等の育成 ○公民館講座等での人材活用	文化振興課

育成や地域づくりリーダーを確保するとともに、学校教育等を支援する広域的な人材活用のネットワーク化を進めます。

育成や地域づくりリーダーを確保するとともに、学校教育等を支援する広域的な人材活用のネットワーク化を進めます。

(3) 生涯学習施設・設備の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・生涯学習施設・設備の整備	<p>公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設の整備を進めるとともに、これらの施設との機能分担の在り方等に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、(仮称)生涯学習センターの設置について検討を進めます。</p> <p>また、各施設が一層利用しやすいものとなるよう、公共施設予約システムを運用し、施設機能、利用状況等の情報交換や施設相互の連携を進めます。</p> <p>さらに、教育・観光・産業分野との連携の下、青少年が地域の自然と接し、様々な体験を通して学習活動ができる場づくりの検討を進めます。</p>	<p>○市民会館の整備</p> <p>○学習等供用施設の整備</p> <p>○(仮称)生涯学習センター整備の検討</p> <p>○図書館の整備</p> <p>○学校図書館との連携</p>	<p>文化振興課</p> <p>文化振興課・図書館</p> <p>図書館</p>

(3) 生涯学習施設・設備の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・生涯学習施設・設備の整備	<p>公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設の整備を進めるとともに、これらの施設との機能分担の在り方等に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、(仮称)生涯学習センターの設置について検討を進めます。</p> <p>また、各施設が<u>一層利用しやすい</u>なるように、<u>施設を予約するための公共施設予約システムの操作性、利便性を高め、利用者の負担軽減を進めます。</u></p> <p>さらに、教育・観光・産業分野との連携の下、青少年が地域の自然と接し、様々な体験を通して学習活動ができる場づくりの検討を進めます。</p>	<p>○市民会館の整備</p> <p>○学習等供用施設の整備</p> <p>○(仮称)生涯学習センター整備の検討</p> <p>○図書館の整備</p> <p>○学校図書館との連携</p>	<p>文化振興課</p> <p>文化振興課・図書館</p> <p>図書館</p>

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	出前講座の講座数	55 講座(H26) (前期計画)53 講座	70 講座(H32) (前期計画)70 講座
指標 2	公民館講座の受講率	79.6%(H26)	90.0%(H32)
指標 3	<u>図書館の利用登録者数</u>	<u>32,495 人(H26)</u> (前期計画)25,150 人	<u>34,000 人(H32)</u> (前期計画)28,000 人
指標 4	おはなしの会の開催回数	<u>108 回/年(H26)</u>	<u>144 回/年(H32)</u>
指標 5	郷土・行政資料の所蔵数	<u>3,285 冊(H26)</u>	<u>5,000 冊(H32)</u>

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	出前講座の講座数	<u>67 講座(R1)</u>	<u>70 講座(R7)</u>
指標 2	公民館講座の受講率	<u>79.5%(R1)</u>	<u>90.0%(R7)</u>
指標 3	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
指標 4	おはなしの会の開催回数	<u>集計中/年(R1)</u>	<u>150 回/年(R7)</u>
指標 5	郷土・行政資料の所蔵数	<u>集計中(R1)</u>	<u>5,000 冊(R7)</u>

2 スポーツ・レクリエーション

●現状と課題

本市は、平成 26 年 10 月に「武蔵村山市スポーツ都市宣言」を行い、スポーツを通じて市民が豊かで健康的な生活を営むことにより、にぎわいと活力のあるまちづくりを推進しています。

スポーツやレクリエーションに親しむことは、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病予防、介護予防、地域コミュニティの活性化など、心身の両面にわたる健康の保持増進につながることから、市民のスポーツ・レクリエーション活動に対するニーズは、増大・多様化しています。

本市では、民間の宿泊施設等との連携を図り、市民が気軽に余暇を楽しむことができるように市民ゆっ旅施設事業を展開しています(表 2-6 参照)。

今後は、スポーツやレクリエーションをしていない市民や、親しむ機会の少ない市民が、自らの健康状態や運動能力に応じて、自分に適したスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境を整備する必要があります。

また、スポーツを持続的に行うためには、地域の人々と連携し、生涯にわたってスポーツとの関わりを持てる環境を整えることが重要であることから、地域の住民が中心となって自主的に運営する武蔵村山市総合型地域スポーツクラブ(よってかっしゅクラブ)の充実のため、クラブの活動を側面から支援する必要があります。

図 2-5 スポーツ施設等位置図



3 スポーツ・レクリエーション

●現状と課題

本市は、平成 26 年 10 月に「武蔵村山市スポーツ都市宣言」を行い、スポーツを通じて市民が豊かで健康的な生活を営むことにより、にぎわいと活力のあるまちづくりを推進しています。

スポーツやレクリエーションに親しむことは、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病予防、介護予防、地域コミュニティの活性化など、心身の両面にわたる健康の保持増進につながることから、市民のスポーツ・レクリエーション活動に対するニーズは高く・多様化しています。

今後は、誰もがスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境を整備しながら、スポーツ等をしていない市民や親しむ機会の少ない市民が、スポーツ事業等に携わることでスポーツやレクリエーション活動に対する楽しみを見出し、日々の生活の充実度を増進させることができる状況を推奨する必要があります。

また、スポーツを持続的に行うためには、地域の人々と連携し、生涯にわたってスポーツとの関わりを持てる環境を整えることが重要であることから、地域の住民が中心となって自主的に運営する武蔵村山市総合型地域スポーツクラブ(よってかっしゅクラブ)の充実のため、クラブの活動を側面から支援する必要があります。

図 2-5 スポーツ施設等位置図



表2-5 スポーツ施設等一覧

(平成27年4月1日現在)

名称	面積 (ha)	競技施設	備考
1 野山北公園	1.81	・運動場 ・プール(25m) ・ゲートボール、グラウンドゴルフ等	
2 総合運動公園	6.96	・第1運動場 硬式・軟式野球、ソフトボール ・第2運動場 陸上競技、サッカー等 ・第3運動場 少年野球等	
3 大南公園	5.49	・野球場(ナイター設備) ・庭球場(3面)	
4 雷塚公園	2.16	・野球場 ・庭球場(3面)	
5 総合体育館	0.34	・第一体育室 バスケットボール、バレーボール、バドミントン等 ・第二体育室 空手道、剣道、軽体操等 ・第三体育室 柔道、合気道、軽体操等 ・会議室 各種会議等 ・トレーニング室 ・卓球スペース ・ランニング走路 ・幼児体育室	総合運動公園内
6 三ツ木庭球場	0.23	・庭球場(2面)	
7 三ツ木地域運動場	0.49		
8 残堀・伊奈平地運動場	0.30		
9 原山地域運動場	0.39		
10 後ヶ谷戸運動広場	0.13		
11 小山内運動広場	0.21		
12 入り運動広場	0.12		
13 赤堀運動広場	0.10		
14 シドメ久保運動広場	0.21		
15 シドメ久保第二運動広場	0.06		
16 新大南運動広場	0.11		
17 神明運動広場	0.07		
18 中藤五丁目運動広場	0.06		
19 中村運動広場	0.14		
20 野山北公園自転車道	2.29		延長 5,709.49m

出典 環境課・スポーツ振興課資料

表2-6 市民ゆっ旅施設事業の状況(平成26年度実績)

発行件数	利用者数	旅館組合等	ホテル・旅館等	日帰り施設	観光業者
1,193件	178人	9施設	21施設	4施設	1社

出典 市民課資料

表2-5 スポーツ施設等一覧

(令和2年4月1日現在)

名称	面積(ha)	競技施設	備考
1 野山北公園	1.81	・運動場 ・プール(25m) ・ゲートボール、グラウンドゴルフ等	
2 総合運動公園	6.96	・第1運動場:硬式・軟式野球、ソフトボール ・第2運動場:陸上競技、サッカー等 ・第3運動場:少年野球等	
3 大南公園	5.49	・野球場(ナイター施設) ・庭球場(3面)	
4 雷塚公園	2.16	・野球場 ・庭球場(3面)	
5 総合体育館	0.34	・第一体育室:バスケットボール、バレーボール、バドミントン等 ・第二体育室:空手道、剣道、軽体操等 ・第三体育室:柔道、合気道、軽体操等 ・会議室:各種会議等 ・トレーニング室 ・卓球スペース ・ランニング走路 ・幼児体育室	総合運動公園内
6 三ツ木庭球場	0.23	・庭球場(2面)	
7 三ツ木地域運動場	0.49		
8 残堀・伊奈平地運動場	0.30		
9 原山地域運動場	0.39		
10 後ヶ谷戸運動広場	0.13		
11 小山内運動広場	0.21		
12 入り運動広場	0.12		
13 赤堀運動広場	0.10		
14 シドメ久保運動広場	0.21		
15 シドメ久保第二運動広場	0.06		
16 新大南運動広場	0.11		
17 神明運動広場	0.07		
18 中藤五丁目運動広場	0.06		
19 中村運動広場	0.14		
20 野山北公園自転車道	2.29		

~~表2-6 市民ゆっ旅施設事業の状況(平成26年度実績)~~

平成 26 年 10 月 5 日

私たち武蔵村山市民は、緑豊かな狭山丘陵のもと、生涯を通じてスポーツを愛し、スポーツに親しむことにより、健康で豊かな心とからだを育み、明るく活力に満ちた、武蔵村山市を築くため、ここにスポーツ都市を宣言します。

- 1 スポーツに親しみ、健康でいきいきとした心とからだをつくりましょう。
- 1 スポーツを实践し、自分を鍛え、強い心とからだをつくりましょう。
- 1 スポーツを楽しみ、わくわくした明るい毎日をすごしましょう。
- 1 スポーツを通じ、地域の絆を育み、友情の輪をひろげましょう。
- 1 スポーツを愛し、すべての市民が夢や希望を持つことのできる活力に満ちたまちをつくりましょう。

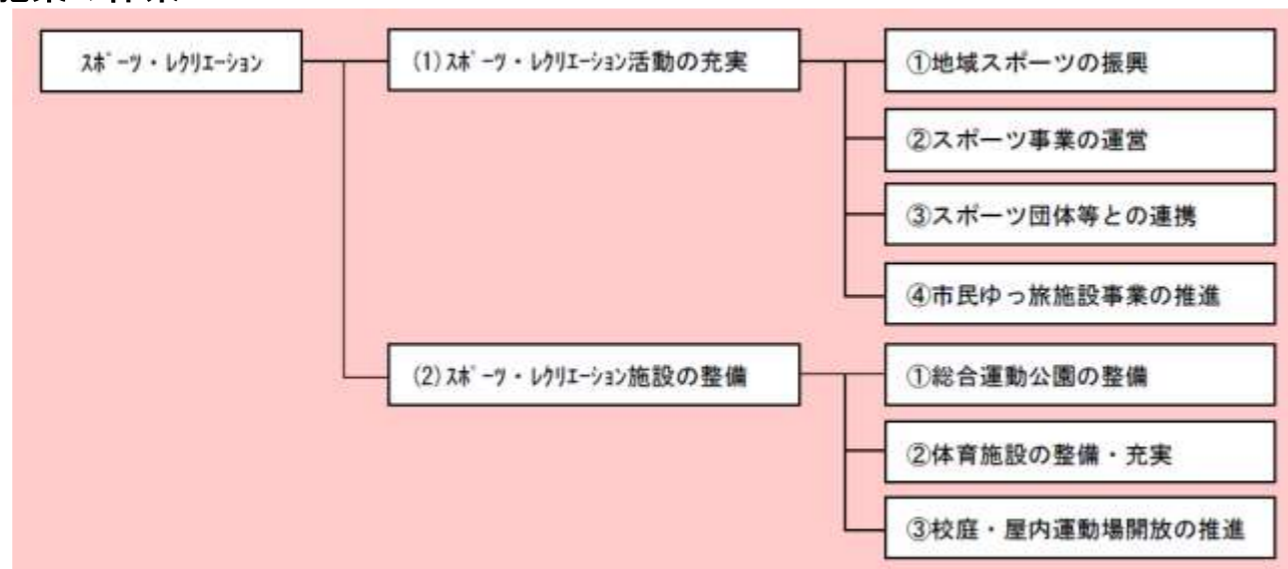
スポーツ都市宣言ロゴマーク



●基本方針

市民が楽しみながら、いつでも気軽に健康・体力づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション事業の拡充や生涯にわたってスポーツとの関わりを持てる環境の整備、スポーツ・レクリエーション施設の整備、改善を推進します。

●施策の体系



平成 26 年 10 月 5 日

私たち武蔵村山市民は、緑豊かな狭山丘陵のもと、生涯を通じてスポーツを愛し、スポーツに親しむことにより、健康で豊かな心とからだを育み、明るく活力に満ちた、武蔵村山市を築くため、ここにスポーツ都市を宣言します。

- 1 スポーツに親しみ、健康でいきいきとした心とからだをつくりましょう。
- 1 スポーツを实践し、自分を鍛え、強い心とからだをつくりましょう。
- 1 スポーツを楽しみ、わくわくした明るい毎日をすごしましょう。
- 1 スポーツを通じ、地域の絆を育み、友情の輪をひろげましょう。
- 1 スポーツを愛し、すべての市民が夢や希望を持つことのできる活力に満ちたまちをつくりましょう。

スポーツ都市宣言ロゴマーク



●基本方針

市民が、生涯にわたって明るく健康的に活力に満ちたスポーツライフを過ごせるよう、生涯スポーツ社会の実現を目指します。また、誰もが、いつでも気軽に身近な場所で健康・体力づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション事業の拡充や生涯にわたってスポーツとの関わりを持てる環境の整備、スポーツ・レクリエーション施設の整備、改善を推進します。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●関連する計画等

武蔵村山市スポーツ推進計画（計画期間：平成24年度から平成33年度まで）
 都市計画公園・緑地の整備方針（改定）（計画期間：平成23年度から平成32年度まで）

●施策の内容

(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①地域スポーツの振興	地域の特性や要望に応じたスポーツ環境の整備とスポーツ活動の <u>育成</u> に向け、地域が主体となる「総合型地域スポーツクラブ」の運営を支援し、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」気軽に楽しめる地域コミュニティの場を展開し、安定したスポーツ活動と交流が行えるよう、スポーツ文化の構築に努めます。 また、 <u>地域での</u> スポーツ活動の充実と基盤形成のために、スポーツ推進委員やスポーツ協力員との連携、協力を更に <u>充実</u> します。 さらに、総合体育館を中核とする総合運動公園、野球場等の体育施設の効率的な活用を努めるとともに、公共施設予約システムの運用による利便性の向上を図ります。	○総合型地域スポーツクラブの運営支援 ○スポーツ推進委員・スポーツ協力員との連携 ○公共施設予約システムの運用	スポーツ振興課 文化振興課・ スポーツ振興課・ 関係各課
②スポーツ事業の運営	市民の要望に <u>沿えるよう</u> 、各世代が広く参加できる環境や機会を <u>充実</u> し、きめ細やかな事業運営に努めます。	○各種大会・教室の運営	スポーツ振興課
③スポーツ団体等との連携	体育協会を中心としたスポーツやレクリエーション団体の運営強化を支援するとともに、 <u>スポーツ指導者の人材確保や人材育成に努めるなど、密接に連携しながら市民要望に即したスポーツ振興を図ります。</u>	○体育協会等との連携 ○スポーツ少年団の運営支援	スポーツ振興課
④市民ゆっ旅施設事業の推進	<u>市と提携する宿泊施設等の利用料金を一般利用者より割引くサービス制度の充実を図ることにより、市民が気軽に余暇を楽しむことができる環境を整備します。</u>	◎提携施設の拡充 ○市民ゆっ旅施設事業のPR	市民課

(2) スポーツ・レクリエーション施設の整備

●関連する計画等

武蔵村山市スポーツ推進計画改訂版（計画期間：平成29年度から令和3年度まで）
 都市計画公園・緑地の整備方針（改定）（計画期間：令和2年度から令和11年度まで）

●施策の内容

(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①地域スポーツの振興	地域の特性や、 <u>市民の</u> 要望に応じたスポーツ環境の整備とスポーツ活動の <u>活性化</u> に向け、地域が主体となる「総合型地域スポーツクラブ」の運営を支援し、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」気軽に楽しめる地域コミュニティの場を展開し、安定したスポーツ活動と交流が行えるよう、スポーツ文化の構築に努めます。 また、スポーツ活動の充実と基盤形成のために、スポーツ推進委員やスポーツ協力員との連携、協力を更に <u>推進</u> します。 さらに、総合体育館を中核とする総合運動公園、野球場等の体育施設の効率的な活用を努めるとともに、公共施設予約システムの運用による利便性の向上を図ります。	○総合型地域スポーツクラブの運営支援 ○スポーツ推進委員・スポーツ協力員との連携 ○公共施設予約システムの運用	スポーツ振興課 文化振興課・ スポーツ振興課・ 関係各課
②スポーツ事業の運営	市民の要望 <u>等を踏まえて</u> 、各世代が広く参加できる環境や機会を <u>充実</u> を図り、きめ細やかな事業運営に努めます。	○各種大会・教室の運営	スポーツ振興課
③スポーツ団体等との連携	体育協会を中心としたスポーツやレクリエーション団体の運営強化を支援するとともに、 <u>スポーツ指導者の人材確保や育成に努めるなど、体育協会等と密接に連携しながらスポーツ振興を推進します。</u>	○体育協会等との連携 ○スポーツ少年団の運営支援	スポーツ振興課
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

(2) スポーツ・レクリエーション施設の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①総合運動公園の整備	競技スポーツなど市民の高度なスポーツニーズに応えるため、総合体育館を中核とした総合運動公園の機能の充実に努めます。	○野山北・六道山公園（総合運動公園）の整備の検討	都市計画課・スポーツ振興課
②体育施設の整備・充実	日常生活圏における体育施設を確保するため、地域運動場等の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図ります。	○野山北公園プールの整備 ○フットサルコート の整備の検討 ○地域運動場の整備	スポーツ振興課 環境課
③校庭・屋内運動場開放の推進	学校教育に支障のない範囲で、学校施設を市民に広く開放し、地域の草の根スポーツを推進するため、必要な設備の充実に努めます。	○校庭・屋内運動場の開放	スポーツ振興課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	健康でいきいきした心とからだをつくるための運動・スポーツ実施率(スポーツ推進計画アンケート調査)	61.0%(H23)	70.0%(H32)
指標 2	スポーツ少年団登録団体数	二	6 団体(H32)
指標 3	総合型地域スポーツクラブ会員数	234 人(H26)	360 人(H32)
指標 4	市民ゆっ旅施設事業の提携事業者数	35 事業者(H26)	40 事業者(H32)

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①総合運動公園の整備	競技スポーツなどの高度なスポーツニーズに応えるため、総合体育館を中核とした総合運動公園の機能の充実に努めます。	○野山北・六道山公園（総合運動公園）の整備の検討	都市計画課・スポーツ振興課
②スポーツ施設の整備・充実	日常生活圏でスポーツと親しめる場や環境を確保するため、地域運動場等の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図ります。	○野山北公園プールの整備 (削除) ○地域運動場・運動広場の整備	スポーツ振興課 環境課
③校庭・屋内運動場開放の推進	学校教育に支障のない範囲で、学校施設を市民に広く開放し、地域のスポーツ・レクリエーションの振興を図るとともに、必要な設備の充実に努めます。	○校庭・屋内運動場の開放	スポーツ振興課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	健康でいきいきした心とからだをつくるための運動・スポーツ実施率(スポーツ推進計画アンケート調査)	%(R2) 令和2年9月 調査実施予定	%(R7)
指標 2	スポーツ少年団登録団体数	3 団体(R1)	6 団体(R7)
指標 3	総合型地域スポーツクラブ会員数	164 人(R1) (削除)	380 人(R7) (削除)

第3節 文化
1 市民文化

●現状と課題

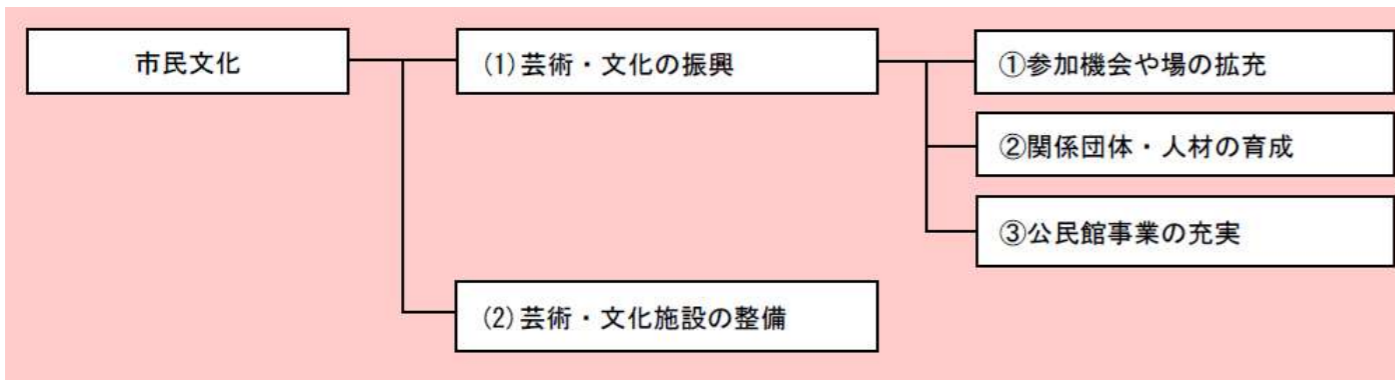
平成 20 年度から市民会館(さくらホール)の管理・運営は、指定管理者制度が導入されており、指定管理者独自の発想を生かしながら、市民の文化の創造と活動のための拠点の充実を図っています。

今後も、市民ニーズの多様化に応えるため、幅広く文化や芸術活動等の振興に努めるとともに、市民団体等の発表の場を提供し、活動の活性化を図る必要があります。

●基本方針

地域の文化を支える市民の文化活動団体を支援するとともに、市民が芸術や文化に触れる機会を確保します。

●施策の体系



●施策の内容

(1) 芸術・文化の振興

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①参加機会や場の拡充	各種文化講座の開設や学習情報の提供などを推進し、市民が主体的に芸術・文化に触れる機会や場の確保に努めます。	○市民文化祭の支援	文化振興課
②関係団体・人材の育成	市民の文化活動の推進のため、各種文化団体の育成や指導者の養成に努めるとともに、団体間、指導者間の交流や連携を促進します。	○自主団体への支援	文化振興課
③公民館事業の充実	芸術・文化活動を一層活発化するため、市民や関係機関等と連携して、公民館事業の充実を図ります。 さらに、市のホームページの活用により事業のPRに努めます。	○公民館事業の充実	文化振興課

第3節 文化
1 市民文化

●現状と課題

平成 20 年度から市民会館(さくらホール)の管理・運営は、指定管理者制度が導入されており、指定管理者独自の発想を生かしながら、市民の文化の創造と活動のための拠点の充実に努めています。

今後も、市民ニーズの多様化に応えるため、幅広く文化や芸術活動等の振興に努めるとともに、市民団体等の発表の場を提供し、活動の活性化を図る必要があります。

●基本方針

地域の文化を支える市民の文化活動団体を支援するとともに、市民が芸術や文化に触れる機会を確保します。

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●施策の内容

(1) 芸術・文化の振興

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①参加機会や場の拡充	各種文化講座の開設や学習情報の提供などを推進し、市民が主体的に芸術・文化に触れる機会や場の確保に努めます。	○市民文化祭の支援	文化振興課
②関係団体・人材の育成	文化活動の推進のため、各種文化団体の育成や指導者の養成を支援するとともに、団体間、指導者間の連携を促進します。	○自主団体への支援	文化振興課
③公民館事業の充実	芸術・文化活動を一層活発化するため、市民や関係機関等と連携して、公民館事業の充実を図ります。 さらに、市のホームページの活用により事業のPRに努めます。	○公民館事業の充実	文化振興課

(2) 芸術・文化施設の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・芸術・文化施設の整備	市民会館は、平成 20 年度から指定管理者による管理を行っており、指定管理者の新たな発想による適切な維持管理や利便性の向上など、利用者に喜ばれる施設運営の支援を行います。	○市民会館の整備【再掲】	文化振興課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	市民会館利用者数	<u>184,037 人/年(H26)</u> <u>(前期計画)168,400 人</u>	<u>200,000 人/年(H32)</u> <u>(前期計画)180,000 人</u>

(2) 芸術・文化施設の整備

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・芸術・文化施設の整備	市民会館は、平成 20 年度から指定管理者による管理を行っており、指定管理者の新たな発想による適切な維持管理や利便性の向上など、利用者に喜ばれる施設運営の支援を行います。	○市民会館の整備	文化振興課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	市民会館利用者数	<u>177,200 人/年(R1)</u>	<u>205,000 人/年(R7)</u>

2 伝統文化・文化財

●現状と課題

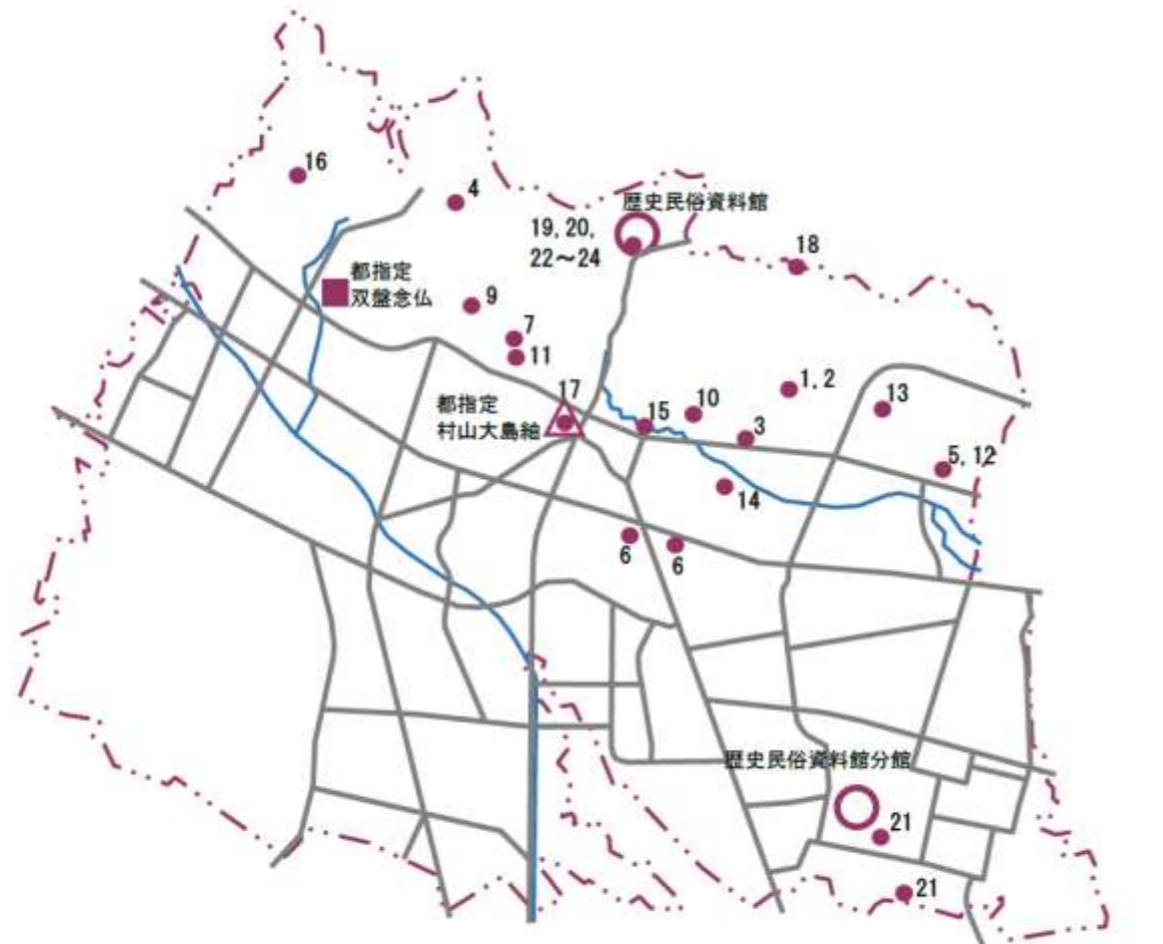
本市には、吉祥山遺跡をはじめとする遺跡等の古くから残る文化財があり、指定文化財も数多く存在しています(図 5-5、表 5-8 参照)。

また、歴史民俗資料館を拠点として文化財に関する調査・研究や展示、講座・教室事業等を行うとともに、保護・保存、活用に努めています。

しかし、都市開発の進行や高齢化の進展とともに、これらの貴重な文化財が失われつつあり、市の財産である歴史・伝統を未来に受け継いでいくために、引き続き、市民文化・伝統文化・文化財等を保存・継承していく必要があります。

今後も、伝統文化に対する市民の関心と理解を高め、歴史・伝統に触れる機会の提供を図り、文化財の保護思想の普及を図っていく必要があります。

図 5-5 文化財等の分布状況



出典 文化振興課資料

2 伝統文化・文化財

●現状と課題

本市には、縄文時代の遺跡である吉祥山遺跡をはじめとする遺跡等や、古くから残る文化財があり、指定文化財も数多く、市民の財産として保護・保存を図っています(図 5-5、表 5-8 参照)。

また、歴史民俗資料館を拠点として文化財に関する調査・研究や展示、講座・教室事業等を行うとともに、保護・保存とあわせて、展示などの活用に努めています。

しかし、都市開発の進行や高齢化の進展とともに、これらの貴重な文化財が失われつつあり、市の財産である歴史・伝統を未来に受け継いでいくために、引き続き、伝統文化・文化財等を保存・継承していく必要があります。

今後も、伝統文化や文化財に対する市民の関心と理解を高め、歴史・伝統に触れる機会の提供を図り、文化財の保護思想の普及を図っていく必要があります。

図 5-5 文化財等の分布状況

画像作成中
※図中●3を、歴史民俗資料館へ移動

表5-8 文化財一覧

(平成28年1月1日現在)

指定種類	No.	名称	所在地	所有者又は保持者等	指定年月	
都指定無形文化財	△	村山大島紬	本町二丁目	村山織物協同組合	昭和42年3月	
都指定無形民俗文化財	■	双盤念仏(薬師念仏鉦はり)	三ツ木三丁目	薬師念仏鉦はり保存会	平成3年3月	
市指定有形文化財	1	眞福寺梵鐘	中藤一丁目	眞福寺	昭和51年4月	
	2	眞福寺格天井花鳥画				
	3	指田日記	中央三丁目	指田和明	昭和51年4月 平成15年6月	
市指定有形民俗文化財	4	細田山庚申塔	三ツ木三丁目	慈眼寺	昭和51年4月	
	5	大日堂庚申塔	神明三丁目	藤野直平		
市指定史跡	6	三本榎	榎三丁目	武蔵村山市		
市指定旧跡	7	地頭大河内氏墓	本町三丁目	長圓寺		
市指定無形民俗文化財	9	三ツ木天王様祇園ばやし	三ツ木五丁目	三ツ木天王様祇園ばやし保存会		
	10	重松囃子	中央三丁目	萩赤重松囃子保存会		
	11	横中馬獅子舞	本町三丁目	横中馬獅子舞保存会		
市指定有形民俗文化財	12	神明ヶ谷戸大日堂の大日如来像	神明三丁目	藤野直平		平成7年12月
	13	堂山墓地の如意輪観音像	神明二丁目	眞福寺		
	14	原山の馬頭観世音菩薩	中央二丁目	指田登美子		
市指定有形文化財	15	萩ノ尾薬師堂の宝篋印塔	中央三丁目	萩ノ尾薬師堂		
市指定有形民俗文化財	16	猿久保尾根の庚申塔	岸三丁目	禅昌寺	平成13年12月	
市指定有形文化財	17	村山織物協同組合事務所	本町二丁目	村山織物協同組合		
市指定無形民俗文化財	18	谷津仙元神社富士講	中藤三丁目	仙元神社富士講谷津講社		
市指定有形文化財	19	屋敷山遺跡出土人面装飾付土器	本町五丁目	武蔵村山市	平成15年6月	
	20	屋敷山遺跡出土中世常滑窯大甕				
市指定旧跡	21	東京陸軍少年飛行兵学校跡地	大南三丁目	武蔵村山市 禅昌寺	平成19年7月	
市指定有形文化財	22	乙幡市郎右衛門家文書	本町五丁目	武蔵村山市	平成27年7月	
	23	内野佐兵衛家文書				
	24	渡辺源蔵家文書				

(注) No.8は「薬師念仏鉦はり」の東京都指定に伴い市指定を解除し欠番

出典 文化振興課資料

●基本方針

市民の大切な財産として、文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、資料の展示や各種講座、教室の実施等により、文化財保護に対する市民意識の向上を図ります。

さらに、地域の伝統文化を子どもたちの世代に継承していくための機会を提供します。

表5-8 文化財一覧

(令和2年1月1日現在)

指定種類	No.	名称	所在地	所有者又は保持者等	指定年月	
都指定無形文化財	△	村山大島紬	本町二丁目	村山織物協同組合	昭和42年3月	
都指定無形民俗文化財	■	双盤念仏(薬師念仏鉦はり)	三ツ木三丁目	薬師念仏鉦はり保存会	平成3年3月	
市指定有形文化財	1	眞福寺梵鐘	中藤一丁目	眞福寺	昭和51年4月	
	2	眞福寺格天井花鳥画			平成15年6月	
	3	指田日記	本町五丁目	個人所有	昭和51年4月 平成15年6月	
市指定有形民俗文化財	4	細田山庚申塔	三ツ木三丁目	慈眼寺	昭和51年4月	
	5	大日堂庚申塔	神明三丁目	個人所有		
市指定史跡	6	三本榎	榎三丁目	武蔵村山市		
市指定旧跡	7	地頭大河内氏墓	本町三丁目	長圓寺		
市指定無形民俗文化財	9	三ツ木天王様祇園ばやし	三ツ木五丁目	三ツ木天王様祇園ばやし保存会		
	10	重松囃子	中央三丁目	萩赤重松囃子保存会		
	11	横中馬獅子舞	本町三丁目	横中馬獅子舞保存会		
市指定有形民俗文化財	12	神明ヶ谷戸大日堂の大日如来像	神明三丁目	個人所有		平成7年12月
	13	堂山墓地の如意輪観音像	神明二丁目	眞福寺		
	14	原山の馬頭観世音菩薩	中央二丁目	個人所有		
市指定有形文化財	15	萩の尾薬師堂の宝篋印塔	中央三丁目	萩ノ尾薬師堂		
市指定無形民俗文化財	16	猿久保尾根の庚申塔	岸三丁目	禅昌寺	平成13年12月	
市指定有形文化財	17	村山織物協同組合事務所	本町二丁目	村山織物協同組合		
市指定無形民俗文化財	18	谷津仙元神社富士講	中藤三丁目	仙元神社富士講谷津講社		
市指定有形文化財	19	屋敷山遺跡出土人面装飾付土器	本町五丁目	武蔵村山市	平成15年6月	
	20	屋敷山遺跡出土中世常滑窯大甕				
市指定旧跡	21	東京陸軍少年飛行兵学校跡地	大南三丁目	武蔵村山市 禅昌寺	平成19年7月	
市指定有形文化財	22	乙幡市郎右衛門家文書	本町五丁目	武蔵村山市	平成27年7月	
	23	内野佐兵衛家文書				
	24	渡辺源蔵家文書				

(注) No.8は「薬師念仏鉦はり」の東京都指定に伴い市指定を解除し欠番

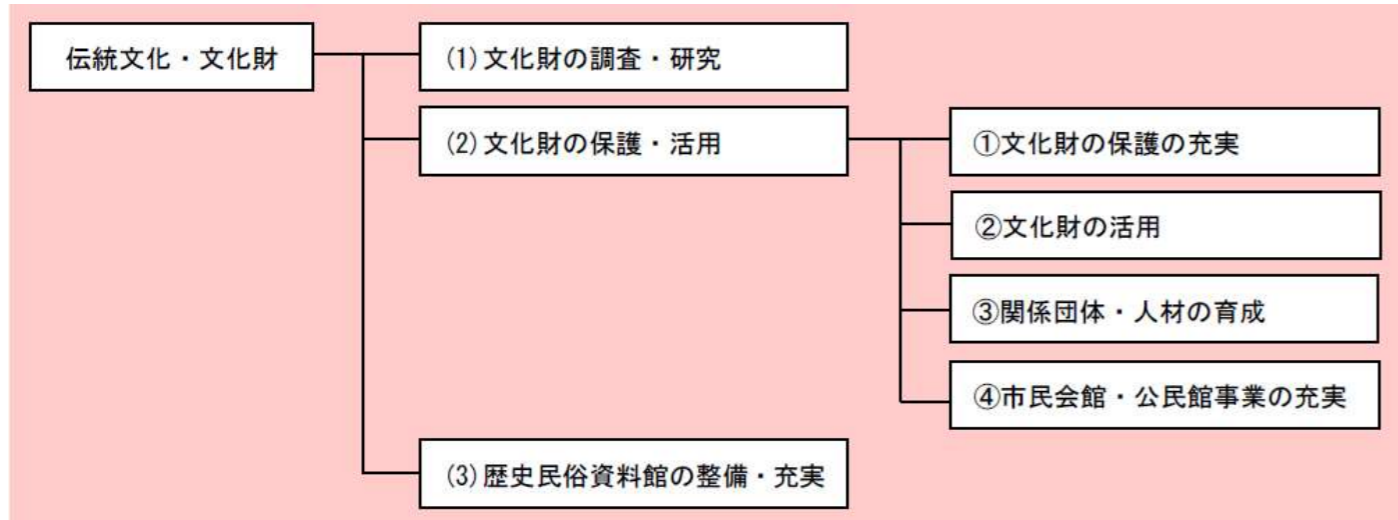
出典 文化振興課資料

●基本方針

市民の大切な財産として、文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、資料の展示や各種講座、教室の実施等により、文化財保護に対する市民意識の向上を図ります。

さらに、地域の伝統的な文化を子どもたちの世代に継承していくための機会を提供し、保護思想の高揚に努めます。

●施策の体系



●施策の内容

(1) 文化財の調査・研究

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・文化財の調査・研究	市内に所在する各種文化財等を中心、体系的な方針に基づく総合調査を実施し、その種別、分布状況など文化財としての位置付けを明らかにしていきます。 また、宅地等の開発に伴う遺跡調査を継続して実施し、出土品の保護・保全や記録・保存に努めます。	○文化財に関する調査・研究	文化振興課

(2) 文化財の保護・活用

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①文化財の保護の充実	収蔵資料の公開・展示や歴史講座などを実施するとともに、「文化財保護審議会」などの意見を尊重し、文化財の保護及び活用を図り、一層の各種文化財の適正な管理及び保護に努めます。	○文化財に関する調査・研究 【再掲】 ○文化財保護の推進 ○収蔵資料の公開、展示	文化振興課
②文化財の活用	歴史のある神社仏閣などの文化財や東京陸軍少年飛行兵学校正門跡などの地域資源を観光資源として活用するため、新たな歴史散策コースを設定します。	◎新たな歴史散策コースの設定【再掲】	文化振興課

●施策の体系

「施策の内容」決定後に作成

●施策の内容

(1) 文化財の調査・研究

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・文化財の調査・研究	市内に所在する各種文化財等の調査を実施し、その種別など文化財としての位置付けを明らかにしていきます。 また、宅地等の開発に伴う遺跡調査を継続して実施し、出土品の保護・保全や記録・保存に努めます。	○文化財に関する調査・研究	文化振興課

(2) 文化財の保護・活用

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
①文化財の保護の推進	収蔵資料の公開・展示や歴史講座などを実施するとともに、「文化財保護審議会」などの意見を尊重し、文化財の保護及び活用を図り、各種文化財の適正な管理及び保護に努めます。	○文化財に関する調査・研究 ○文化財保護の推進 ○収蔵資料の公開、展示	文化振興課
②文化財の活用	歴史のある神社仏閣などの文化財や、東京陸軍少年飛行兵学校正門跡などの軍事施設を紹介し、ふるさとの歴史や文化を学べるコースの周知に努めます。	◎歴史散策(南東・南西コース)の普及・啓発	文化振興課
③関係団体・	郷土の歴史、伝統芸能などの伝	○歴史講座等の実施	文化振興課

③ 関係団体・人材の育成	郷土の歴史、伝統芸能などの伝承に関する講座の開催、市民プログラムの充実等により、 <u>文化財保護に参加するボランティア及びボランティア組織の育成</u> や交流の促進に努めます。	○歴史講座等の実施	文化振興課
④ 市民会館・公民館事業の充実	伝統的な芸術、文化などの講座や教室などを開催し、学習機会の拡充に努めます。 また、これらの講座については、市民との共同開催を図ります。	○市民会館事業の充実 ○公民館事業の充実【再掲】	文化振興課

(3) 歴史民俗資料館の整備・充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・歴史民俗資料館の整備・充実	歴史民俗資料館及び分館の適切な維持管理に努めるとともに、文化財の適正な収集・管理に当たり、市民の財産として文化財の保護、保存に努めます。	○歴史民俗資料館・分館の適切な維持管理	文化振興課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	<u>歴史民俗資料館利用者数</u> (平成 26 年度は、施設改修工事のため 9 月から平成 27 年 1 月末まで休館)	<u>18,203 人(H25)</u> (前期計画)15,000 人	<u>19,000 人(H32)</u> (前期計画)16,000 人
指標 2	<u>市指定文化財の件数</u>	<u>20 件(H26)</u> (前期計画)20 件	<u>25 件(H32)</u> (前期計画)22 件

人材の育成	承に関する講座の開催、市民プログラムの充実等により、 <u>設立された市民団体等との連携</u> や交流の促進に努めます。		
④ 市民会館・公民館事業の充実	伝統的な芸術、文化などの講座や教室などを開催し、学習機会の拡充に努めます。 また、これらの講座については、市民との共同開催を図ります。	○市民会館事業の充実 ○公民館事業の充実	文化振興課

(3) 歴史民俗資料館の整備・充実

項目	内容	具体施策(◎は新規)	事業課
・歴史民俗資料館の整備・充実	歴史民俗資料館及び分館の適切な維持管理に努めるとともに、文化財の適正な収集・管理に当たり、市民の財産として文化財の保護、保存に努めます。	○歴史民俗資料館・分館の適切な維持管理	文化振興課

●成果指標

	指標名	現況値	目標値
指標 1	<u>歴史民俗資料館利用者数</u>	<u>7,931 人(R1)</u>	<u>12,000 人(R7)</u>
	(削除)	(削除)	(削除)
指標 2	<u>歴史散策コースマップ販売冊数</u>	<u>2,047 冊(H13~R1 累計)</u>	<u>2,500 冊(R3~R7 累計)</u>